

組織規程

	平成15年10月	1日	規程第15-	3号
改正	平成16年	1月5日	規程第16-	5号
改正	平成16年	3月26日	規程第16-	21号
改正	平成16年	8月9日	規程第16-	43号
改正	平成16年	9月30日	規程第16-	49号
改正	平成17年	3月14日	規程第17-	7号
改正	平成17年	3月18日	規程第17-	11号
改正	平成17年	3月31日	規程第17-	31号
改正	平成17年	4月5日	規程第17-	35号
改正	平成17年	4月25日	規程第17-	37号
改正	平成17年	6月30日	規程第17-	64号
改正	平成17年	9月12日	規程第17-	94号
改正	平成17年	9月28日	規程第17-	95号
改正	平成17年10月	4日	規程第17-	136号
改正	平成17年11月	17日	規程第17-	141号
改正	平成18年	3月9日	規程第18-	5号
改正	平成18年	3月23日	規程第18-	8号
改正	平成18年	3月27日	規程第18-	9号
改正	平成18年	4月6日	規程第18-	23号
改正	平成18年	6月2日	規程第18-	34号
改正	平成18年	6月15日	規程第18-	39号
改正	平成18年	9月22日	規程第18-	52号
改正	平成18年12月	26日	規程第18-	64号
改正	平成19年	3月30日	規程第19-	10号
改正	平成19年	4月20日	規程第19-	26号
改正	平成19年	6月15日	規程第19-	46号
改正	平成19年	7月19日	規程第19-	53号
改正	平成19年	7月30日	規程第19-	58号
改正	平成19年	8月23日	規程第19-	67号
改正	平成19年	9月21日	規程第19-	77号
改正	平成19年12月	21日	規程第19-	89号
改正	平成20年	2月14日	規程第20-	2号
改正	平成20年	3月27日	規程第20-	22号
改正	平成20年	6月27日	規程第20-	64号
改正	平成20年	9月29日	規程第20-	73号
改正	平成20年10月	27日	規程第20-	79号
改正	平成20年11月	5日	規程第20-	85号
改正	平成20年12月	25日	規程第20-	94号
改正	平成21年	2月18日	規程第21-	4号
改正	平成21年	6月1日	規程第21-	19号

改正	平成21年	6月	5日	規程第21-24号
改正	平成21年	7月	27日	規程第21-30号
改正	平成21年	9月	28日	規程第21-35号
改正	平成22年	2月	10日	規程第22-3号
改正	平成22年	7月	29日	規程第22-42号
改正	平成22年	10月	27日	規程第22-46号
改正	平成22年	11月	18日	規程第22-49号
改正	平成23年	2月	14日	規程第23-2号
改正	平成23年	3月	7日	規程第23-5号
改正	平成23年	3月	22日	規程第23-8号
改正	平成23年	3月	30日	規程第23-13号
改正	平成23年	4月	18日	規程第23-25号
改正	平成23年	6月	28日	規程第23-33号
改正	平成23年	7月	19日	規程第23-38号
改正	平成23年	7月	29日	規程第23-40号
改正	平成23年	9月	9日	規程第23-44号
改正	平成24年	1月	18日	規程第24-3号
改正	平成24年	2月	14日	規程第24-5号
改正	平成24年	4月	24日	規程第24-19号
改正	平成24年	5月	24日	規程第24-22号
改正	平成24年	8月	3日	規程第24-36号
改正	平成24年	8月	24日	規程第24-40号
改正	平成24年	10月	29日	規程第24-47号
改正	平成24年	11月	15日	規程第24-51号
改正	平成24年	12月	26日	規程第24-55号
改正	平成25年	2月	13日	規程第25-4号
改正	平成25年	2月	15日	規程第25-6号
改正	平成25年	3月	11日	規程第25-9号
改正	平成25年	5月	20日	規程第25-36号
改正	平成25年	10月	28日	規程第25-51号
改正	平成26年	3月	24日	規程第26-13号
改正	平成26年	9月	17日	規定第26-37号
改正	平成26年	12月	19日	規程第26-54号
改正	平成27年	1月	5日	規定第27-1号
改正	平成27年	3月	31日	規程第27-20号
改正	平成27年	6月	30日	規程第27-48号
改正	平成27年	7月	28日	規程第27-57号
改正	平成27年	9月	4日	規程第27-68号
改正	平成27年	10月	27日	規程第27-82号
改正	平成27年	11月	30日	規程第27-87号
改正	平成27年	12月	24日	規程第27-92号
改正	平成28年	3月	22日	規程第28-16号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 経営
- 第3章 組織
- 第4章 所掌業務
- 第5章 職制
- 第6章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下、「機構」という。）の業務運営に係る実施責任者、組織及び業務について定めることを目的とする。

第2章 経営

(副理事長及び理事が担当する業務)

第2条 副理事長及び理事は、理事長を補佐して、機構の経営にあたるとともに、理事長が別に定めるところによりそれぞれの組織を所管する。

(理事会議)

第3条 機構に、業務運営の基本的な方針、業務の実施に関する重要事項及びその他重要な意思決定を要する事項について審議するため、理事会議を置く。

2 理事会議の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(宇宙科学評議会)

第4条 機構に、宇宙科学研究所長の候補者を選考し理事長に推薦する宇宙科学評議会を置く。

2 理事長は、必要に応じ、宇宙科学関連業務に関して、宇宙科学評議会に助言を求めることができる。

3 宇宙科学評議会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 組織

第1節 監事補助組織

(監事室)

第5条 機構に監事室を置く。

第2節 一般管理組織

(一般管理組織)

第6条 機構に、経営を支援し、機構全体の業務を管理するため、次の組織を置く。

経営推進部

ミッション企画部

広報部

評価・監査部

ワーク・ライフ変革推進室

総務部

人事部

財務部

契約部

調査国際部

2 機構に、事業所の管理業務を行うため、次の組織を置く。

筑波宇宙センター管理部

第3節 事業組織

(事業実施組織)

第7条 機構に、宇宙航空に係る研究開発等業務を行うため、次の組織を置く。

第一宇宙技術部門

有人宇宙技術部門

宇宙科学研究所

航空技術部門

研究開発部門

2 前項に規定する組織に、各組織の業務を管理・推進するため、次の組織を置く。

第一宇宙技術部門事業推進部

有人宇宙技術部門事業推進部

宇宙科学研究所科学推進部

航空技術部門事業推進部

研究開発部門研究推進部

3 前2項のほか、機構に次の組織を置く。

宇宙探査イノベーションハブ

(事業共通組織)

第8条 機構に、研究開発業務に共通に必要な業務を行うため、次の組織を置く。

新事業促進部

チーフエンジニア室

セキュリティ・情報化推進部

安全・信頼性推進部

施設部
周波数管理室
追跡ネットワーク技術センター
環境試験技術ユニット

(その他)

第9条 機構に、第7条及び第8条のほか、宇宙教育推進室を置く。

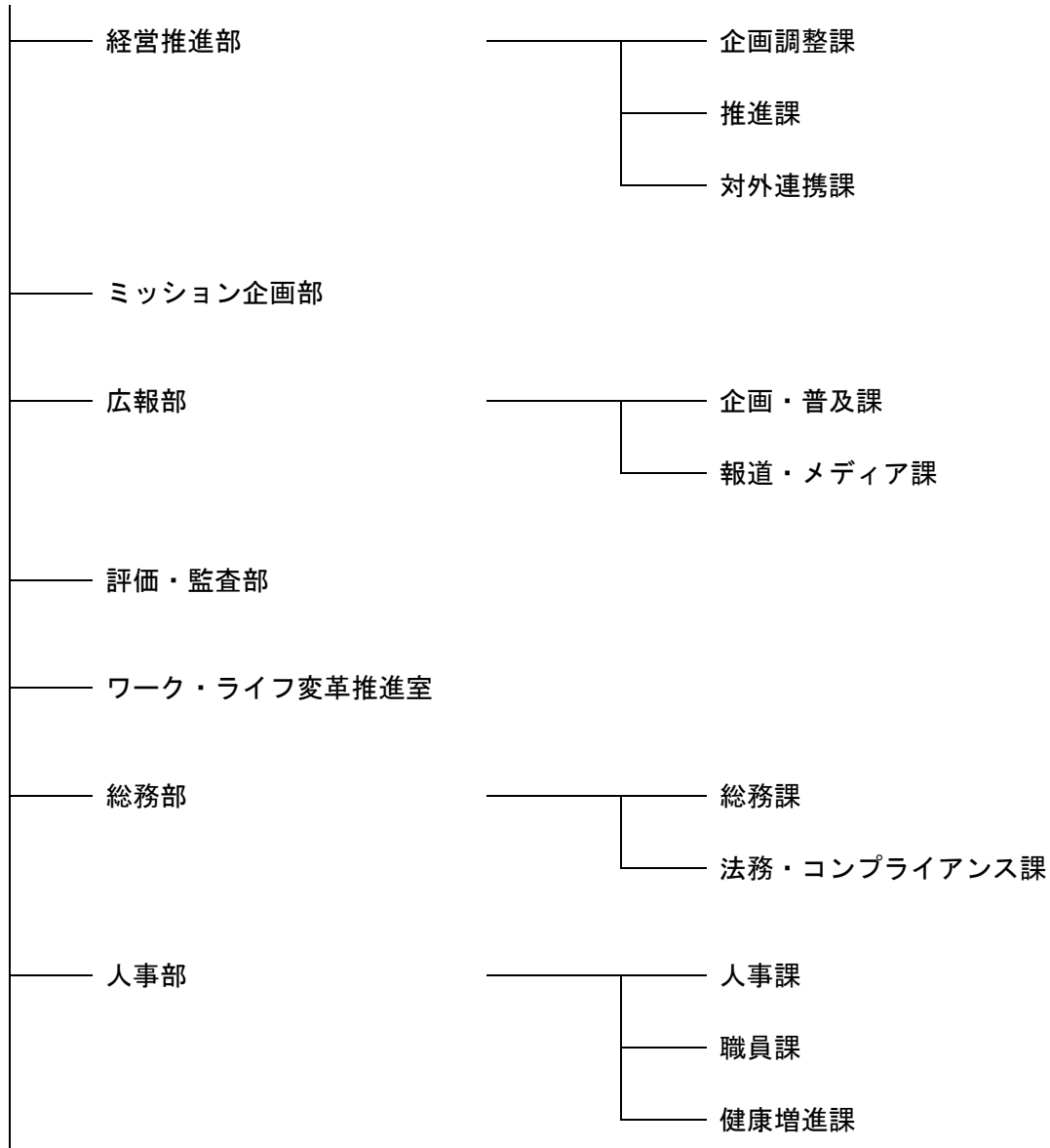
(受託事業組織)

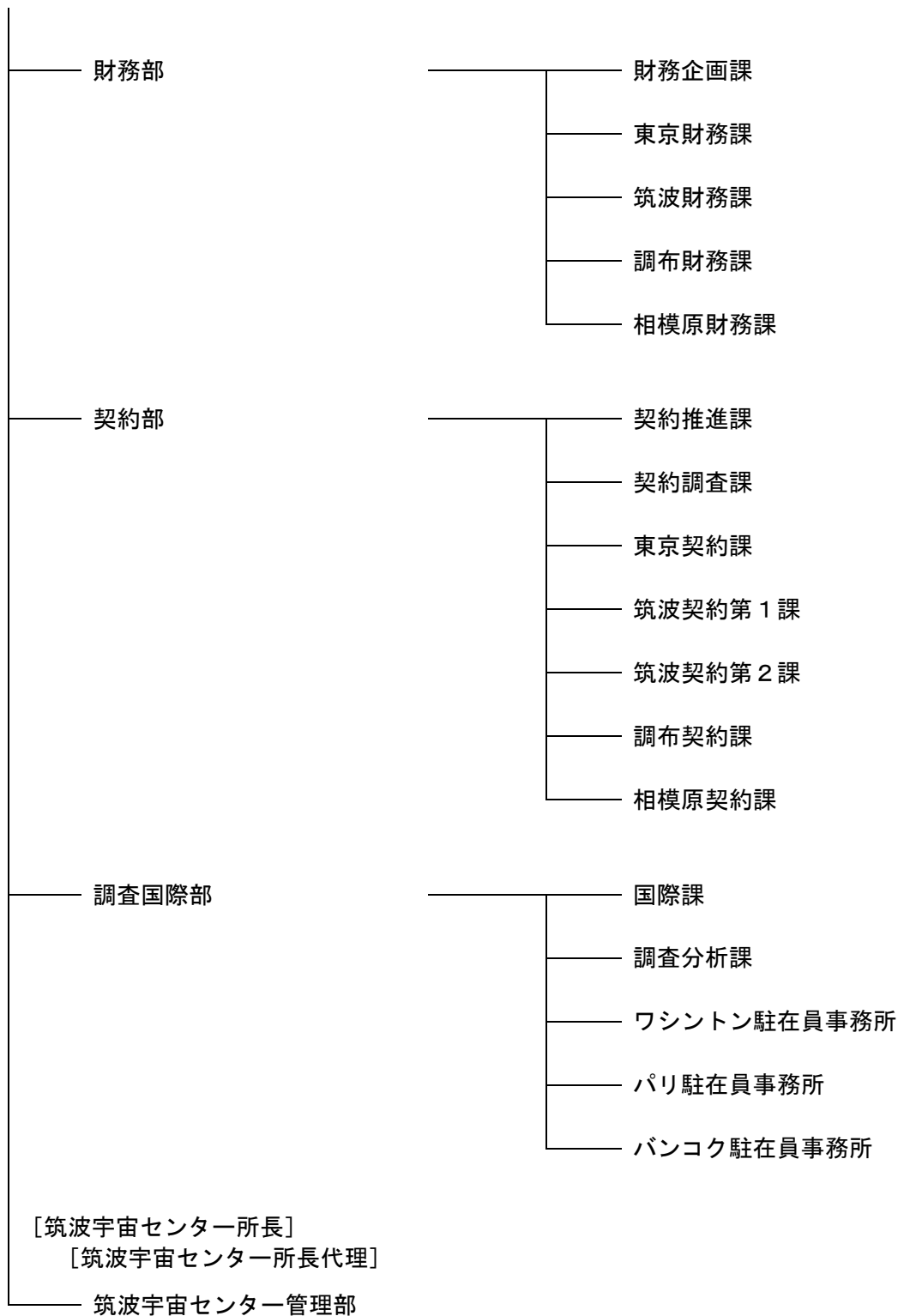
第10条 機構に、専ら受託事業を行うものとして、第二宇宙技術部門を置き、その組織は別に定める。

第4節 一般管理組織における業務執行体制

(一般管理組織における業務執行体制)

第11条 一般管理組織における業務執行体制は次のとおり。





(注) [] は、業務の実施責任者を表す。

2 業務の実施責任者として置かれる者の職務は次のとおり。

- (1) 筑波宇宙センター所長は、筑波地区における他の研究機関との協力を推進するとともに、筑波宇宙センターにおける労働安全衛生及び高圧ガスその他の保安物に係る関係法令に基づく管理等並びに涉外対応業務を統括する。筑波宇宙センター所長は、研究開発部門長が兼務する。

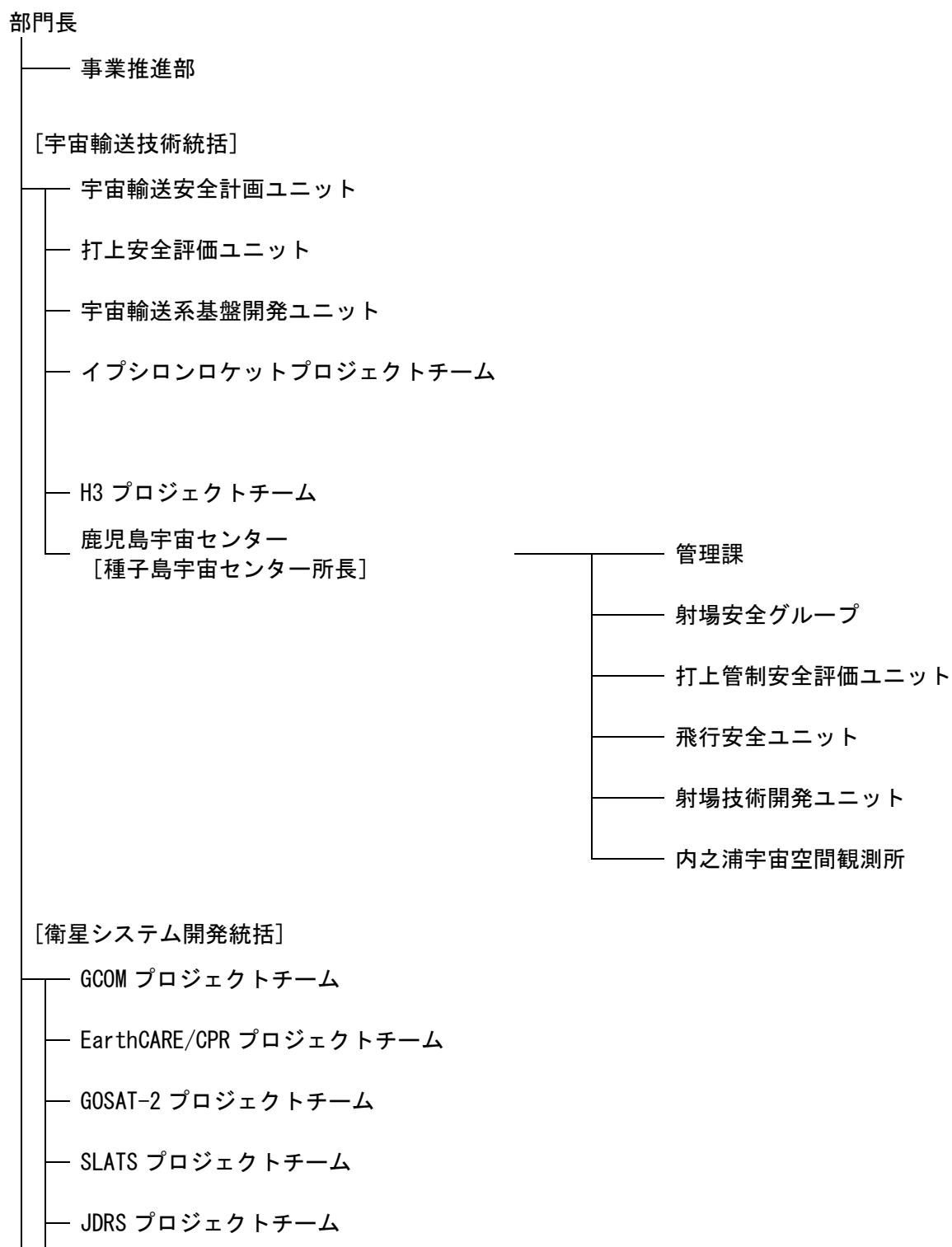
(2) 筑波宇宙センター所長代理は、筑波宇宙センター所長の命を受け、特定分野に係る業務を総括整理する。筑波宇宙センター所長代理は、筑波宇宙センター管理部長が兼務する。

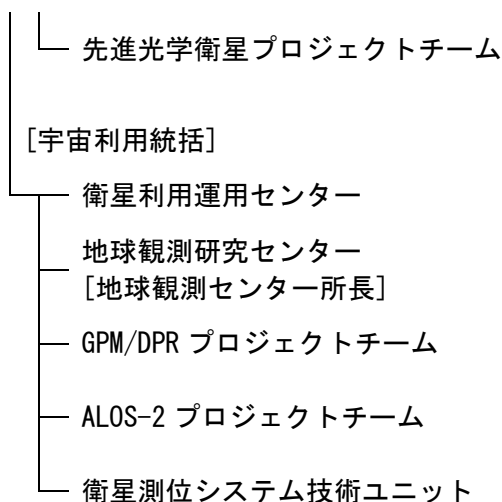
第5節 事業実施組織における業務執行体制

第1款 第一宇宙技術部門

(第一宇宙技術部門における業務執行体制)

第12条 第一宇宙技術部門における業務執行体制は次のとおり。





(注) [] は、業務の実施責任者を表す。

2 業務の実施責任者として置かれる者の職務は次のとおり。

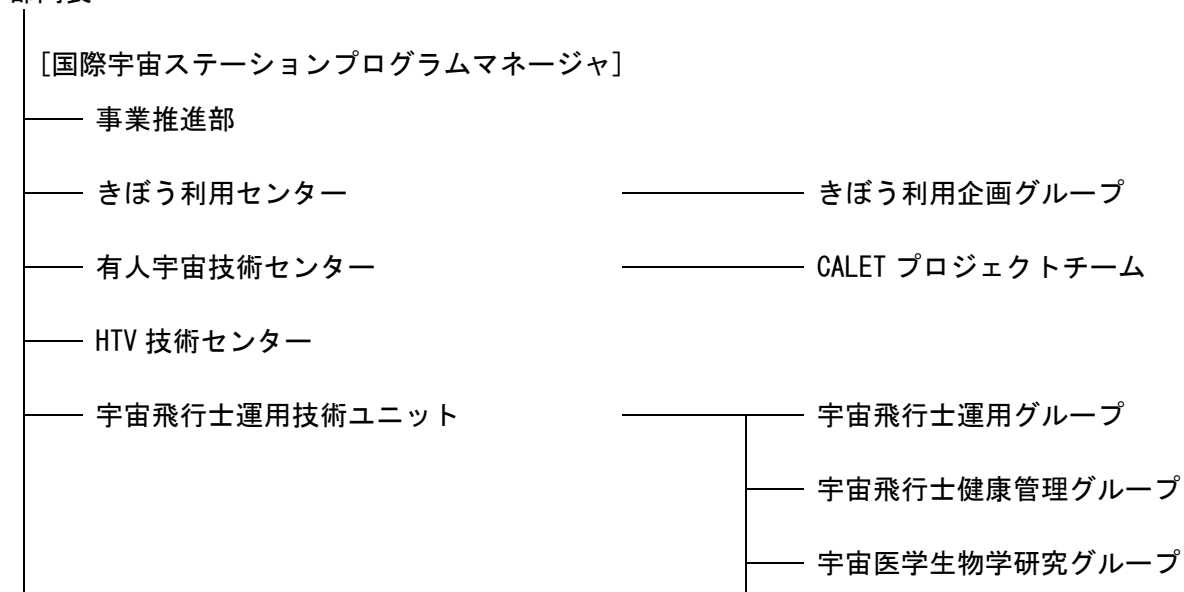
- (1) 宇宙輸送技術統括は、部門長の命を受け、宇宙輸送技術に関する業務を統括する。
- (2) 種子島宇宙センター所長は、鹿児島宇宙センター所長の命を受け、種子島宇宙センターにおける業務を統括する。
- (3) 衛星システム開発統括は、部門長の命を受け、人工衛星システムの開発に関する業務を統括する。
- (4) 宇宙利用統括は、部門長の命を受け、人工衛星及び観測データの利用促進に関する業務を統括する。
- (5) 地球観測センター所長は、地球観測研究センター長の命を受け、地球観測センターにおける業務を統括する。

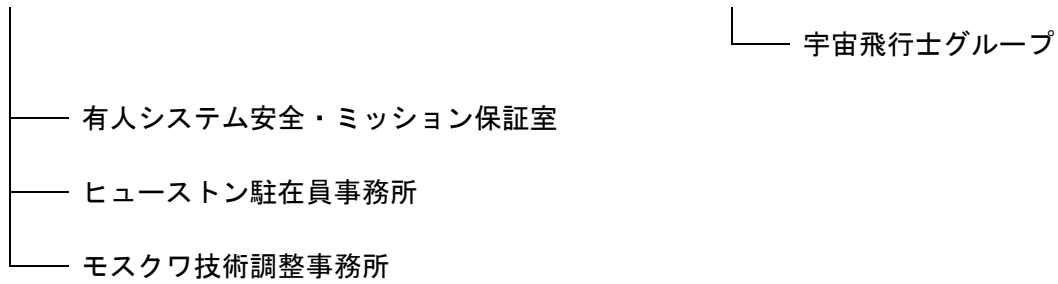
第2款 有人宇宙技術部門

(有人宇宙技術部門における業務執行体制)

第13条 有人宇宙技術部門における業務執行体制は次のとおり。

部門長





(注) [] は、業務の実施責任者を表す。

2 業務の実施責任者として置かれる者の職務は次のとおり。

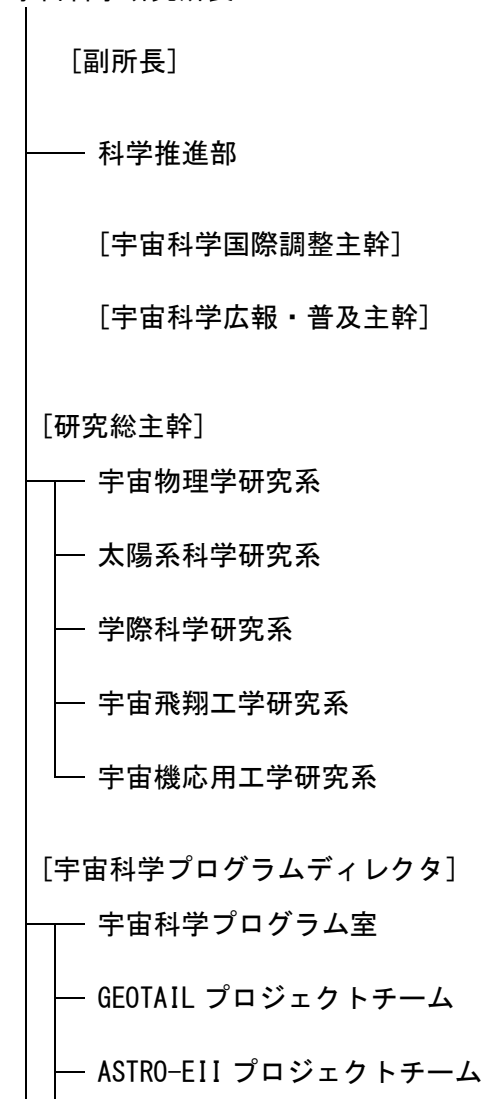
(1) 国際宇宙ステーションプログラマネージャは、部門長の命を受け、日本の国際宇宙ステーション（ISS）計画に係る国際調整業務を統括する。

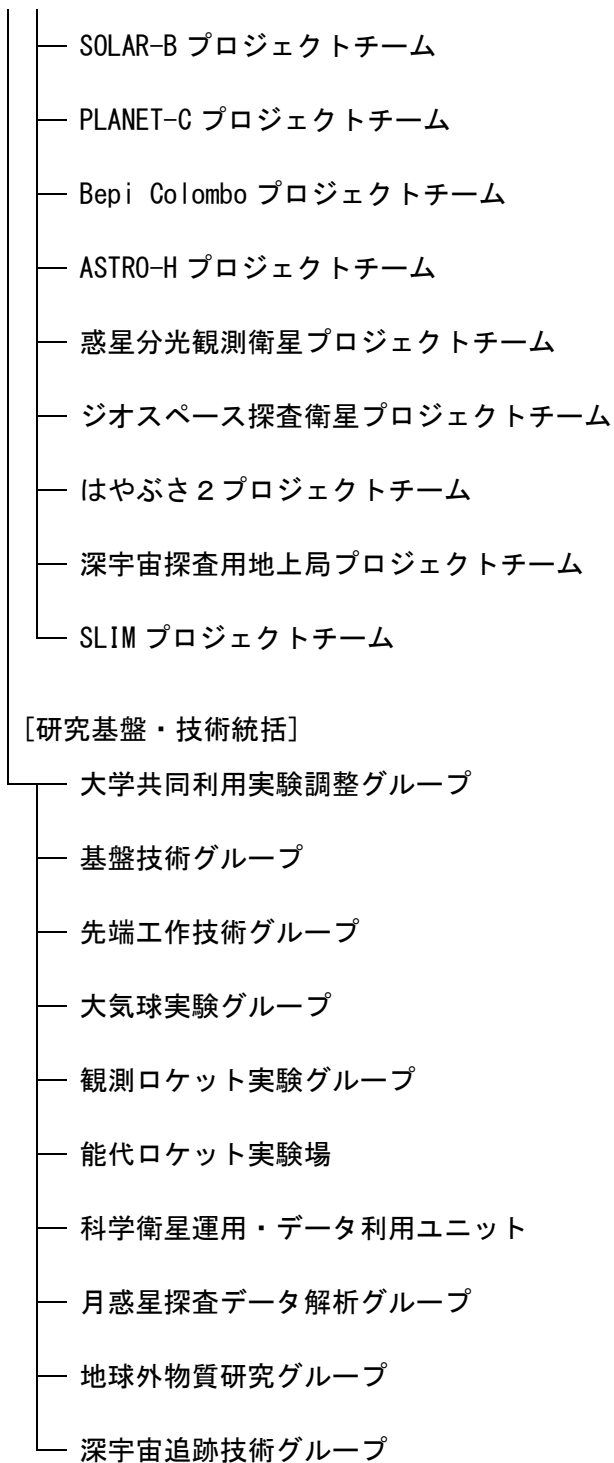
第3款 宇宙科学研究所

(宇宙科学研究所における業務執行体制)

第14条 宇宙科学研究所における業務執行体制は次のとおり。

宇宙科学研究所長





(注) [] は、業務の実施責任者を表す。

2 業務の実施責任者として置かれる者の職務は次のとおり。

- (1) 副所長は、宇宙科学研究所長（以下、本項において「所長」という。）を補佐し、その命を受け、研究所の業務を総括整理するとともに、研究所の企画及び機構内における連携に関する業務を統括する。
- (2) 宇宙科学国際調整主幹は、所長を補佐し、その命を受け、宇宙科学に関する国際協力業務を総括整理する。
- (3) 宇宙科学広報・普及主幹は、所長の命を受け、宇宙科学に関する広報及び普及の推進に関

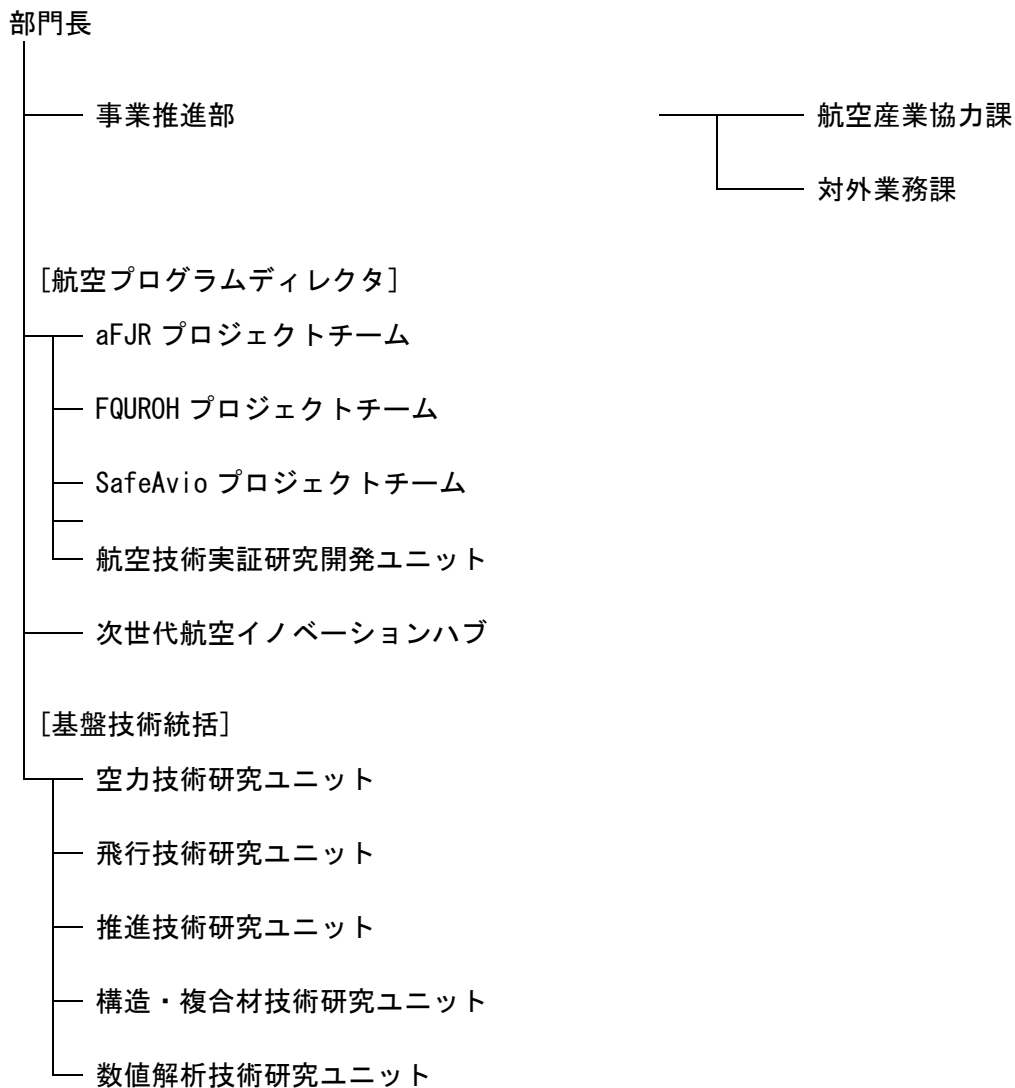
する業務を統括するとともに、宇宙科学研究所の業務に係る広報及び相模原キャンパスの一般公開に関する業務を行う。

- (4) 研究総主幹は、所長の命を受け、研究系における研究業務並びに大学共同利用システム、研究委員会及び大学院教育協力に係る業務を統括する。研究総主幹は教授が兼務する。
- (5) 宇宙科学プログラムディレクターは、所長の命を受け、宇宙科学プログラムに関する業務（システムズエンジニアリング及びプロジェクトの推進に係る技術開発に関する業務を含み、ミッションの企画に関する業務を除く。）を統括する。
- (6) 研究基盤・技術統括は、所長の命を受け、研究所における研究基盤（各種試験技術、小型飛翔体、試験設備及び飛翔体データの収集・処理・提供機能等の開発及び運用をいう。）に関する業務を統括するとともに、研究開発部門等との専門技術に関する協力の調整を行う。

第4款 航空技術部門

(航空技術部門における業務執行体制)

第15条 航空技術部門における業務執行体制は次のとおり。



(注) [] は、業務の実施責任者を表す。

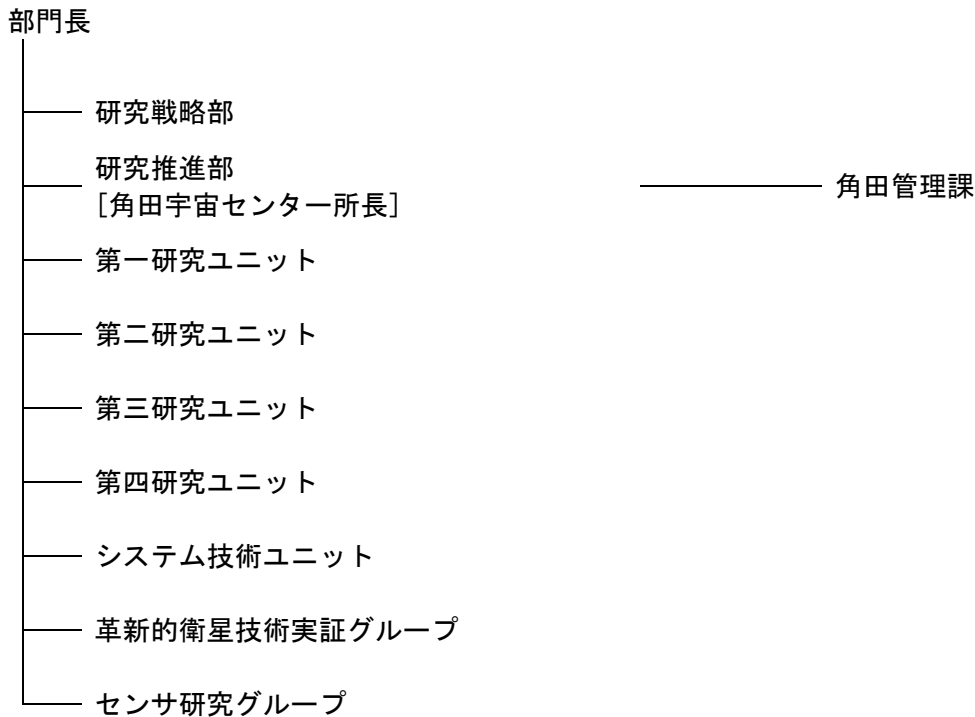
2 業務の実施責任者として置かれる者の職務は次のとおり。

- (1) 航空プログラムディレクターは、部門長の命を受け、航空分野の研究開発プログラム（以下、「航空プログラム」という。）に関する業務を統括する。
- (2) 基盤技術統括は、部門長の命を受け、部門における基盤・専門技術（以下、「航空専門技術」という。）に係る研究開発及びそれらに必要な施設設備に関する業務を統括する。

第5款 研究開発部門

（研究開発部門における業務執行体制）

第16条 研究開発部門における業務執行体制は次のとおり。



（注）[] は、業務の実施責任者を表す。

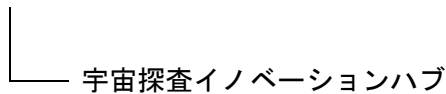
2 業務の実施責任者として置かれる者の職務は次のとおり。

- (1) 角田宇宙センター所長は、研究推進部長の命を受け、角田宇宙センターにおける労働安全衛生及び高圧ガスその他の保安物に係る関係法令に基づく管理等並びに渉外対応業務を統括する。

第6款 宇宙探査イノベーションハブ

（宇宙探査イノベーションハブにおける業務執行体制）

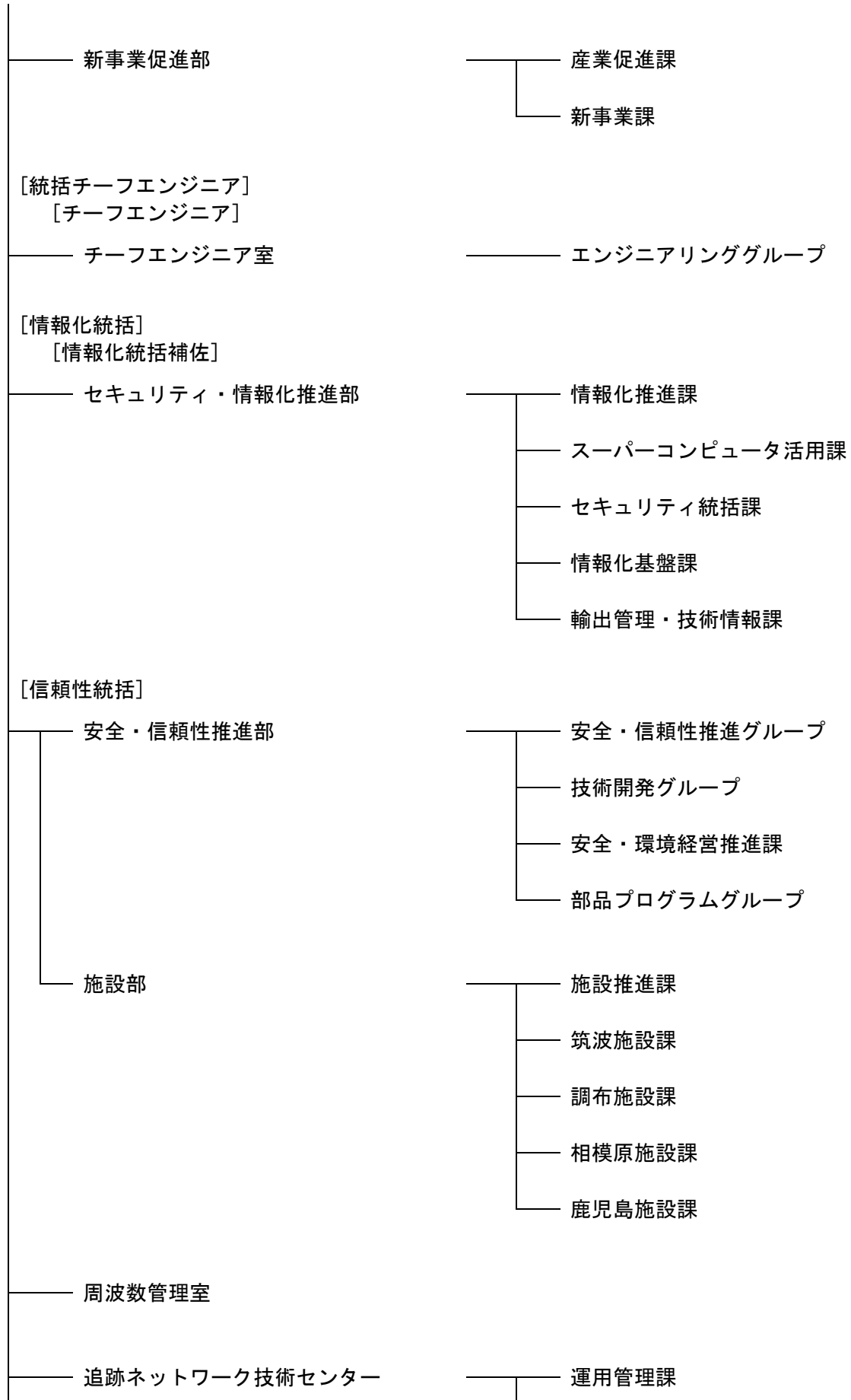
第17条 宇宙探査イノベーションハブにおける業務執行体制は次のとおり。

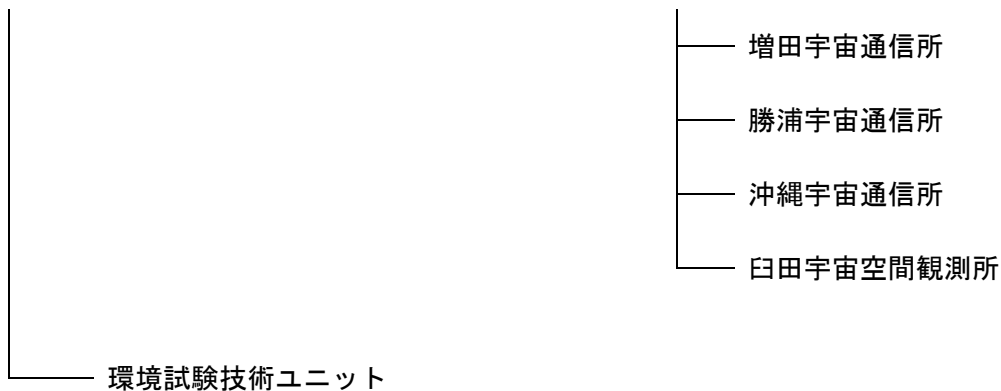


第6節 事業共通組織における業務の実施責任者及び組織

（事業共通組織における業務執行体制）

第 18 条 事業共通組織における業務執行体制は次のとおり。





(注) [] は、業務の実施責任者を表す。

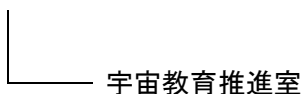
2 業務の実施責任者として置かれる者の職務は次のとおり。

- (1) 統括チーフエンジニアは、役員の命を受け、機構全体の独立的技術評価、システムズエンジニアリング、プロジェクトマネジメント及び研究開発マネジメントの推進に関する業務を統括する。
- (2) チーフエンジニアは、統括チーフエンジニアを補佐し、その命を受け、システムズエンジニアリング、プロジェクトマネジメント及び研究開発マネジメントの推進に関する業務を総括整理するとともに、独立的技術評価に関する業務を行う。
- (3) 情報化統括は、役員の命を受け、情報化の推進・情報技術の研究開発等、情報システムの最適化に関する業務及び安全保障貿易管理に関する業務を統括する。
- (4) 情報化統括補佐は、情報化統括を補佐し、その命を受け、専門的な観点から情報システムの最適化に関する業務を総括整理する。
- (5) 信頼性統括は、役員の命を受け、安全及び信頼性の保証の促進、品質保証並びに施設及び設備の整備及び保全に関する業務を統括する。

第7節 その他の組織における業務執行体制

(その他の組織における業務執行体制)

第19条 その他の組織における業務執行体制は次のとおり。



2 宇宙教育推進室は、宇宙航空分野の教育（以下、「宇宙教育」という。）に係る渉外対応業務を行うときは、宇宙教育センターの呼称を使用することができる。

第4章 所掌業務

(監事室の業務)

第20条 監事室は、監事の命を受け、監査の補助に関する業務を行う。

(経営推進部の業務)

第21条 経営推進部は、中長期的な計画及び業務運営の基本方針の策定、重要事項の総合

調整、予算、研究開発業務に係る内部統制の促進、対外連携戦略の企画及び立案並びに機構業務（宇宙航空研究開発機構法第18条第1項の第1号から10号に定める業務をいう。以下、同じ。）の総合調整及び進行管理に関する業務を行う。

（企画調整課の業務）

第22条 企画調整課は、次の業務を行う。

- (1) 経営戦略の企画及び立案に関する事。
- (2) 中長期計画の企画、立案及び推進に関する事。
- (3) 業務方法書の作成及び変更に関する事。
- (4) 機構の事業に係る基本方針の策定に関する事。
- (5) 機構の事業に係る重要事項の総合調整に関する事。
- (6) その他重要業務の総合調整に関する事。

（推進課の業務）

第23条 推進課は、次の業務を行う。

- (1) 年度計画、総合事業計画及び総合予算実施計画の企画、立案及び総合調整に関する事。
- (2) 機構の危機管理に係る業務の調整及び取りまとめに関する事。
- (3) 長期資金計画及び中期資金計画の策定及び維持に関する事。
- (4) 予算の作成、調整及び取りまとめに関する事。
- (5) 理事会議及び経営企画会議の運営に関する事。
- (6) 研究開発業務に係る内部統制の促進に関する事。
- (7) 部の庶務に関する事。
- (8) 前各号のほか、経営推進部の業務のうち、他の所掌に属さない事。

（対外連携課の業務）

第23条の2 対外連携課は、次の業務を行う。

- (1) 内外の動向を踏まえた、機構全体の対外連携戦略の企画及び立案に関する事。
- (2) 機構全体の対外連携に係る総合調整に関する事。
- (3) 機構全体の研究機関等との連携に係る調整、取りまとめ及び推進に関する事（国際課、科学推進部、産業促進課及び新事業課の所掌に属するものを除く。）。

（ミッション企画部の業務）

第24条 ミッション企画部は、機構レベルの将来ミッションに係るシナリオ検討並びに機構プロジェクトの企画及び立案に関する業務を行う。

（広報部の業務）

第25条 広報部は、広報普及に関する業務を行う（機構全体の広報に係る総合調整及び取りまとめ並びに事業所における広報を含み、他の所掌に属するものを除く。）。

（企画・普及課の業務）

第26条 企画・普及課は、次の業務を行う。

- (1) 機構全体の広報に係る企画、立案及び総合調整に関する事。

- (2) 機構全体の広報計画の企画、立案及び総合調整に関すること。
- (3) 宇宙航空に係る理解増進に関すること。
- (4) 前3号に基づく機構外への情報発信を含む広報の実施に関すること。
- (5) 部の庶務に関すること。
- (6) 前各号のほか、広報に係る業務のうち、他の所掌に属さないこと。

(報道・メディア課の業務)

第27条 報道・メディア課は、報道対応及びメディア対応に関する業務を行う。

(評価・監査部の業務)

第28条 評価・監査部は、次の業務を行う。

- (1) 機構における評価及び監査に係る手法及び運用に関すること。
- (2) 理事長が行う評価及び内部監査に関すること。
- (3) セキュリティの監査責任者が行う監査に関すること。
- (4) 業務改善の推進に関すること。
- (5) 機構の業績評価に関すること。
- (6) 研究開発審議会への対応並びに会計経理の検査及び行政監察等に係る内外との連絡及び調整に関すること。

(ワーク・ライフ変革推進室の業務)

第28条の2 ワーク・ライフ変革推進室は、次の業務を行う。

- (1) 女性の活躍の推進に関すること。
- (2) 職員の働き方の変革に関すること。
- (3) 前2号の業務に係る機構全体の総合調整及び関連する施策の推進に関すること。

(総務部の業務)

第29条 総務部は、役員の秘書、社屋等の管理、行事及び式典、渉外及び連絡調整、組織、公印、文書管理、情報公開、法務、コンプライアンス、一般業務に係る内部統制の促進並びに機構の業務のうち、他の所掌に属さないことに関する業務を行う。

(総務課の業務)

第30条 総務課は、次の業務を行う。

- (1) 理事長及び副理事長の秘書に関すること。
- (2) 前号以外の役員の秘書に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 社屋等の管理に関すること。
- (4) 行事及び式典に関すること。
- (5) 機構内外との渉外及び連絡調整に関すること。
- (6) 組織に関すること。
- (7) 公印に関すること。
- (8) 文書管理に関すること。
- (9) 情報公開に関すること。
- (10) 個人情報の開示等に関すること。

- (11) 東京事務所における福利厚生、社屋等管理及びエリア管理に関すること。
- (12) 部の庶務に関すること。
- (13) 前各号のほか、機構の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

(法務・コンプライアンス課の業務)

第31条 法務・コンプライアンス課は、次の業務を行う。

- (1) 規程類の制定及び改廃の審査に関すること。
- (2) 協定類に係る法的助言に関すること。
- (3) 訴訟対応に関すること。
- (4) 機構のコンプライアンスの統括及び推進に関すること。
- (5) 一般業務に係る内部統制の促進に関すること。
- (6) その他、法務、コンプライアンス及び一般業務に係る内部統制に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(人事部の業務)

第32条 人事部は、人事、人材育成、給与、労務、福利厚生、労働衛生管理及び役職員の健康増進に関する業務を行う。

(人事課の業務)

第33条 人事課は、次の業務を行う。

- (1) 人事に関する企画、立案、調整及び取りまとめに関すること。
- (2) 任免、異動及び賞罰に関すること。
- (3) 職責及び能力基準に関すること。
- (4) 前各号のほか、人材育成に関すること。
- (5) 部の庶務に関すること。
- (6) 前各号のほか、人事部の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

(職員課の業務)

第34条 職員課は、次の業務を行う。

- (1) 給与に関すること。
- (2) 勤務条件、勤務形態等サービスに関すること。
- (3) 労働組合との交渉に関すること。
- (4) 職員の相談に関すること。
- (5) 福利厚生に関すること。
- (6) 社会保険に関すること。
- (7) 国家公務員共済組合に関すること。
- (8) 共済会に関すること。
- (9) 宿舎に関すること。

(健康増進課の業務)

第35条 健康増進課は、次の業務を行う。

- (1) 労働安全衛生管理（他の所掌に属するものを除く。）及び役職員の健康増進に係る全社の方

針及び計画の企画、立案及び調整に関すること。

- (2) 前号のほか、労働安全衛生管理（他の所掌に属するものを除く。）及び役職員の健康増進の実施に関すること。

（財務部の業務）

第 36 条 財務部は、予算の執行管理、会計、決算及び資産の管理に関する業務を行う。

（財務企画課の業務）

第 37 条 財務企画課は、次の業務を行う。

- (1) 部の業務に係る調整及び取りまとめに関すること。
- (2) 予算の執行管理の取りまとめに関すること。
- (3) 資金計画の策定（他の所掌に属するものを除く。）及び取りまとめに関すること。
- (4) 資金の調達に関すること。
- (5) 決算及び財務諸表の作成に関すること。
- (6) 予算の執行管理並びに収入、支出及び決算に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 機構の資産管理の統括に関すること。
- (8) 資産の取得、異動及び処分に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 財務及び資産の管理に係る指導及び調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 部の庶務に関すること。
- (11) 前各号のほか、財務部の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

（東京財務課の業務）

第 38 条 東京財務課は、東京事務所、ワシントン駐在員事務所、パリ駐在員事務所及びバンコク駐在員事務所に置かれる組織に係る次の業務を行う（他の所掌に属するものを除く。）。

- (1) 資金計画の策定に関すること。
- (2) 予算の執行管理並びに収入、支出及び決算に関すること。
- (3) 資産の取得、異動及び処分に関すること。
- (4) 財務及び資産の管理に係る指導及び調整に関すること。

（筑波財務課の業務）

第 39 条 筑波財務課は、筑波宇宙センター、種子島宇宙センター、内之浦宇宙空間観測所、角田宇宙センター、増田宇宙通信所、勝浦宇宙通信所、沖縄宇宙通信所、臼田宇宙空間観測所、地球観測センター、ヒューストン駐在員事務所及びモスクワ技術調整事務所に置かれる組織、東京事務所に置かれる組織のうち第一宇宙技術部門衛星利用運用センター、調布施設課の所掌のうち角田宇宙センター及び職員課の所掌する筑波地区の職員宿舎に係る業務に関する次の業務を行う。

- (1) 資金計画の策定に関すること。
- (2) 予算の執行管理並びに収入、支出及び決算に関すること。
- (3) 資産の取得、異動及び処分に関すること。
- (4) 財務及び資産の管理に係る指導及び調整に関すること。

（調布財務課の業務）

第 40 条 調布財務課は、本社及び調布航空宇宙センターに置かれる組織に係る次の業務を行う（他の所掌に属するものを除く。）。

- (1) 資金計画の策定に関すること。
- (2) 予算の執行管理並びに収入、支出及び決算に関すること。
- (3) 資産の取得、異動及び処分に関すること。
- (4) 財務及び資産の管理に係る指導及び調整に関すること。

（相模原財務課の業務）

第 41 条 相模原財務課は、相模原キャンパス及び能代ロケット実験場に置かれる組織に係る次の業務を行う。

- (1) 資金計画の策定に関すること。
- (2) 予算の執行管理並びに収入、支出及び決算に関すること。
- (3) 資産の取得、異動及び処分に関すること。
- (4) 財務及び資産の管理に係る指導及び調整に関すること。

（契約部の業務）

第 42 条 契約部は、契約に関する業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

（契約推進課の業務）

第 43 条 契約推進課は、次の業務を行う。

- (1) 部の業務に係る調整及び取りまとめに関すること。
- (2) 契約に係る法務に関すること。
- (3) 契約に係る指導、調整に関すること。
- (4) 契約審査委員会の事務に関すること。
- (5) 部の庶務に関すること。
- (6) 前各号のほか、契約部の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

（契約調査課の業務）

第 44 条 契約調査課は、次の業務を行う。

- (1) 制度調査その他契約に必要な調査に関すること。
- (2) 経費率の算定その他計算基準の設定に関すること。
- (3) 原価監査に関すること。

（東京契約課の業務）

第 45 条 東京契約課は、次の業務を行う。

- (1) 東京事務所に置かれる組織に係る契約（筑波契約第 2 課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 前号の契約に係る契約審査委員会技術評価専門部会の事務に関すること。

（筑波契約第 1 課の業務）

第 46 条 筑波契約第 1 課は、次の業務を行う。

- (1) 研究開発部門（調布契約課及び相模原契約課の所掌に属するものを除く。）に係る契約、筑

波宇宙センターに置かれる一般管理組織及び事業共通組織に係る契約並びに調布施設課の業務のうち角田宇宙センターに係る業務に係る契約に関すること。

(2) 前号の契約に係る契約審査委員会技術評価専門部会の事務に関すること。

(筑波契約第2課の業務)

第47条 筑波契約第2課は、次の業務を行う。

(1) 第一宇宙技術部門に係る契約（JDRS プロジェクトに係るものを除く。）並びに種子島宇宙センターに置かれる組織及び筑波宇宙センターに置かれる組織に係る契約（筑波契約第1課及び相模原契約課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(2) 前号の契約に係る契約審査委員会技術評価専門部会の事務に関すること。

(調布契約課の業務)

第48条 調布契約課は、次の業務を行う。

(1) 本社及び調布航空宇宙センターに置かれる組織に係る契約（筑波契約第1課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(2) 前号の契約に係る契約審査委員会技術評価専門部会の事務に関すること。

(相模原契約課の業務)

第49条 相模原契約課は、次の業務を行う。

(1) 相模原キャンパス及び能代ロケット実験場に置かれる組織に係る契約並びに宇宙科学研究所深宇宙探査用地上局プロジェクトチームに係る契約に関すること。

(2) 前号の契約に係る契約審査委員会技術評価専門部会の事務に関すること。

(調査国際部の業務)

第50条 調査国際部は、海外との連絡及び渉外、国際協力並びに内外の動向調査に関する業務を行う（他の所掌に属するものを除く。）。

(国際課の業務)

第51条 国際課は、次の業務を行う。

(1) 海外との連絡及び渉外に関すること。

(2) 国際協力に関すること。

(3) 国際協定に関すること。

(4) 部の庶務に関すること。

(5) 前各号のほか、調査国際部の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

(調査分析課の業務)

第52条 調査分析課は、宇宙航空に関する内外の動向調査、分析及びその結果の情報発信に関する業務を行う。

(ワシントン駐在員事務所の業務)

第53条 ワシントン駐在員事務所は、米国（ヒューストン駐在員事務所の所掌に属するものを除く。）及びカナダに係る次の業務を行う。

- (1) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 宇宙航空の研究開発に関する動向調査及び情報収集に関すること。

(パリ駐在員事務所の業務)

第54条 パリ駐在員事務所は、欧州地域（モスクワ技術調整事務所の所掌に属するものを除く。）に係る次の業務を行う。

- (1) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 宇宙航空の研究開発に関する動向調査及び情報収集に関すること。

(バンコク駐在員事務所の業務)

第55条 バンコク駐在員事務所は、アジア諸国に係る次の業務を行う。

- (1) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 宇宙航空の研究開発に関する動向調査及び情報収集に関すること。

(筑波宇宙センター管理部の業務)

第56条 筑波宇宙センター管理部は、筑波宇宙センターに置かれる組織に係る次の業務を行う。

- (1) 役員の秘書に関すること。
- (2) 公印及び文書管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 福利厚生に関すること。
- (4) 社屋等管理及びエリア管理に関すること。
- (5) 内外との連絡調整及び渉外に関すること。
- (6) 高圧ガス、危険物、放射線等に係る法定手続きの支援に関すること。
- (7) 労働安全衛生管理（ただし、産業保健に関するものを除く。）及び環境管理の実施並びに取りまとめに関すること。
- (8) 筑波宇宙センターの一般公開に関すること。
- (9) 前各号の他、筑波宇宙センターに置かれる組織に係る業務のうち、他の所掌に属さないこと。

(第一宇宙技術部門の業務)

第57条 第一宇宙技術部門は、輸送システムの構築並びに測位衛星、リモートセンシング衛星、通信・放送衛星及びその他の宇宙利用に係る衛星システムの研究、開発、運用及び利用に関する業務を行う。

(事業推進部の業務)

第58条 事業推進部は、部門の業務を管理・推進するため、次の業務を行う。

- (1) 部門の業務に係る方針及び中長期計画等の企画、立案、進行管理及び評価に関すること。
- (2) 部門内プロジェクトに係るミッションの企画及び概念検討に関すること。
- (3) 機構プロジェクト及び研究開発プロジェクトに係るミッションの企画及び概念検討の支援に関すること。
- (4) 部門の業務に係る調整、取りまとめ及び内外との連絡に関すること。
- (5) 部門の予算の配算、資金計画管理及び進行管理に関すること。
- (6) 部門の業務に係る産業振興及び大学その他の研究機関等との連携（以下、「大学等連携」と

いう。)に関すること(施設等供用に係る調整及び促進、職務発明の認定、知的財産の活用促進を含む。他の所掌に属するものを除く。)

- (7) 部門の業務に係る協定及び共同研究の取りまとめに関すること。
- (8) 部門の業務に係る広報及び渉外に関すること(部門における他の所掌に属するものを除く。)
- (9) ロケットの秘密保全及び情報化に関すること。
- (10) 部門の業務に係るセキュリティ管理(エリア管理を除く。)及び情報化の推進に関すること。
- (11) 地元及び漁業関係者への対応に関すること。
- (12) 種子島周辺漁業対策事業に関すること。
- (13) 前各号のほか、部門の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

(宇宙輸送安全計画ユニットの業務)

第 59 条 宇宙輸送安全計画ユニットは、次の業務を行う。

- (1) 宇宙輸送システムに係る飛行安全基準の設定に関すること。
- (2) 宇宙輸送システムに係る飛行安全計画の設定に関すること。
- (3) 宇宙輸送システムに係る飛行安全の確保に関すること(飛行安全ユニット及び射場技術開発ユニットの所掌に属するものを除く。)
- (4) 宇宙輸送システムに係る飛行安全ソフトウェアの整備に関すること。

(打上安全評価ユニットの業務)

第 60 条 打上安全評価ユニットは、ロケットの打上げに係る安全評価基準の設定及び安全評価(打上管制安全評価ユニットの所掌に属するものを除く。)を行う。

(宇宙輸送系基盤開発ユニット)

第 61 条 宇宙輸送系基盤開発ユニットは、次の業務を行う。

- (1) 輸送系プログラムのロケット(機構が民間移管したロケット(以下、「民間移管ロケット」という。)を含む。)に係る輸送系事業(設備保全に係る業務及び射場作業等)の改革に関すること。
- (2) 前号に規定するロケットに係る基幹技術の機能及び信頼性等の維持・向上に関すること。
- (3) 第 1 号に規定するロケットに係る基盤技術(情報システム整備等を含む。)の維持・向上に関すること。
- (4) 前 2 号の業務に附帯する試験に関すること。
- (5) 前 3 号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関すること。
- (6) 民間移管ロケットに係る技術移転及びそれに附帯する業務に関すること。

(イプシロンロケットプロジェクトチームの業務)

第 62 条 イプシロンロケットプロジェクトチームは、次の業務を行う。

- (1) イプシロンロケットの研究及び開発に関すること。
- (2) イプシロンロケットの打上げの実施に関すること。
- (3) 前 2 号の業務に附帯する試験に関すること。
- (4) 前 3 号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関すること。

- (5) 前各号の業務に係る品質保証及び安全管理の実施に関する事。
- (6) 観測ロケット打上げの支援に関する事。

(H3 プロジェクトチームの業務)

第 63 条 H3 プロジェクトチームは、次の業務を行う。

- (1) H3 ロケットの研究及び開発に関する事。
- (2) H3 ロケットの試験機の打上げの実施に関する事。
- (3) 前 2 号の業務に附帯する試験に関する事。
- (4) 前 3 号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関する事。
- (5) 前各号の業務に係る品質保証及び安全管理の実施に関する事。

(鹿児島宇宙センターの業務)

第 64 条 鹿児島宇宙センターは、次の業務を行う。

- (1) 鹿児島宇宙センターに属する設備に関する事及びそれらの設備を用いて行うロケット等の開発に関する事。
- (2) ロケット等の打上げ(打上げ安全監理業務に関する事を含む。)及び射場における試験(以下、「打上げ等」という。)の実施に関する事(イプシロンロケットプロジェクトチーム及び H3 プロジェクトチームの所掌に属するものを除く。)
- (3) 増田宇宙通信所における社屋等管理及びエリア管理、安全管理及び環境管理並びに射場系の設備の整備及び運用等に関する事。
- (4) 宇宙輸送システムに係る地上安全に関する事。

(管理課の業務)

第 65 条 管理課は、鹿児島宇宙センターに関する次の業務(内之浦宇宙空間観測所の所掌に属するものについては、その取りまとめ業務)を行う。

- (1) 人事、給与及び福利厚生に関する事。
- (2) 文書管理に関する事。
- (3) 会計及び資産の管理に関する事。
- (4) 打上げ等の実施の支援に関する事。
- (5) 社屋等管理及びエリア管理に関する事(増田宇宙通信所に関する事を含む。)
- (6) 環境管理に関する事(内之浦宇宙空間観測所の所掌に属するものについては、その取りまとめに関する事。)
- (7) 内外との連絡調整及び渉外に関する事。
- (8) 広報に関する事。
- (9) 鹿児島宇宙センターの庶務に関する事。
- (10) 前各号のほか、他の所掌に属さない事。

(射場安全グループの業務)

第 66 条 射場安全グループは、鹿児島宇宙センター及び増田宇宙通信所に関する次の業務を行う。

- (1) 安全管理(飛行安全に関するもの及び安全・信頼性推進部の所掌に属するものを除く。)に関する事(内之浦宇宙空間観測所の所掌に属するものについては、その取りまとめに関する事。)

- (2) セキュリティに係る計画の企画、立案、調整及び推進に関すること（内之浦宇宙空間観測所の所掌に属するものについては、その取りまとめに関すること。）。
- (3) 安全系設備及びセキュリティ系設備に係る運用に関すること。
- (4) 射場設備（射点系及び射場系施設設備（安全系設備及びセキュリティ系設備並びに増田宇宙通信所に置かれる射場系の設備を含む。）をいう。以下、同じ。）の管理及び打上げ等の安全に関わる法令遵守に関すること。
- (5) 宇宙輸送システムに係る地上安全基準の設定、地上安全計画の設定及び地上安全の確保に関すること。

（打上管制安全評価ユニットの業務）

第 67 条 打上管制安全評価ユニットは、鹿児島宇宙センターにおける打上げ安全監理業務のうち、射場作業開始以降の安全評価を行う。

（飛行安全ユニットの業務）

第 68 条 飛行安全ユニットは、鹿児島宇宙センターにおける打上げ安全監理業務のうち、打上げ等の実施に係る飛行安全管理業務を行う。

（射場技術開発ユニットの業務）

第 69 条 射場技術開発ユニットは、鹿児島宇宙センターに関する次の業務を行う。

- (1) 技術的業務の総合調整に関すること。
- (2) 打上げ等の実施に係る計画の企画及び進行管理に関すること（打上げ安全監理業務についてはその計画の取りまとめに限る。）。
- (3) 鹿児島宇宙センターにおける開発、これに附帯する研究及び試験に係る計画の企画、立案並びに進行管理に関すること。
- (4) 射場設備（本号においては、鹿児島宇宙センターに属するものに限らない。）に関する将来計画、運用計画、開発、整備、運用、更新、信頼性向上及びこれらに附帯する業務に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 前号の業務に係る品質保証及び安全管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 射場設備の品質管理等技術管理の取りまとめに関すること。
- (7) 射場設備を用いて行うロケット等の開発に関すること。
- (8) 打上げ安全監理業務のうち、打上げ等の実施に係る射場管制に関すること。
- (9) 気象予報に関すること（内之浦宇宙空間観測所に係る宇宙科学研究所観測ロケット実験グループの所掌に属するものについては、その支援に限る。）。
- (10) 情報システムの開発、整備及び運用に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (11) 火薬類、高圧ガス、危険物及び放射線設備の管理及び法定手続きに関すること（内之浦宇宙空間観測所の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 前各号の業務に係る調整、取りまとめ及び内外との連絡に関すること。

（内之浦宇宙空間観測所の業務）

第 70 条 内之浦宇宙空間観測所は、内之浦宇宙空間観測所に関する次の業務を行う。

- (1) 人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (2) 文書管理に関すること。

- (3) 会計及び資産の管理に関すること。
- (4) 第 62 条第 2 号に規定する業務の支援及び観測ロケット等の運用の支援に関すること。
- (5) 人工衛星及び探査機の追跡運用の支援に関すること。
- (6) 科学研究に係る実験及び運用の支援に関すること。
- (7) 社屋等管理及びエリア管理に関すること。
- (8) セキュリティに係る業務方法の整備及び運用に関すること。
- (9) 火薬類、高圧ガス及び危険物に係る法定手続きに関すること。
- (10) 内外との連絡調整及び渉外に関すること。
- (11) 広報に関すること。
- (12) 設備の整備及び運用に関すること。
- (13) 安全管理及び環境管理に関すること。
- (14) 庶務に関すること。

(衛星プロジェクトチームの業務)

第 71 条 部門に置かれる次の衛星プロジェクトチームは、各チームの名称に冠した各衛星に関する開発及びこれに付随する試験、施設及び設備、品質保証、定常運用期間における管制運用並びにミッション企画部の要請を受けて行う後継衛星のミッション企画支援等に関する業務を行う（地球観測研究センターの所掌に属するものを除く。）。

GCOM プロジェクトチーム
 GPM/DPR プロジェクトチーム
 EarthCARE/CPR プロジェクトチーム
 ALOS-2 プロジェクトチーム
 GOSAT-2 プロジェクトチーム
 SLATS プロジェクトチーム
 JDRS プロジェクトチーム
 先進光学衛星プロジェクトチーム

2 前項のほか、GOSAT-2 プロジェクトチームは、GOSAT の管制運用及び軌道上評価並びにミッション機器の運用管理に関する業務を行う。

(衛星利用運用センターの業務)

第 72 条 衛星利用運用センターは、次の業務を行う。

- (1) 衛星利用の推進に係る企画、立案、調整、取りまとめ及び実施に関すること。
- (2) 衛星利用に対する要求の把握に関すること。
- (3) 地球観測データの受信及び提供等に関連する地上システム及び衛星管制共通設備の企画、立案、整備及び運用に関すること。
- (4) プロジェクトチームが行う衛星システム開発に対する利用要求の反映に係る利用者調整に関すること。
- (5) 国際災害チャータへの対応に関すること（地球観測研究センターの所掌に属するものを除く。）。
- (6) 防災のための衛星利用の促進に関すること。
- (7) 衛星利用に係る国際協力及び衛星利用の海外展開に関すること。
- (8) 定常運用期間終了後の人工衛星の管制運用、実証実験の実施及び軌道上評価並びにミッ

ション機器の運用管理に関すること（準天頂衛星システム、GOSAT 及び GCOM に係るものを除く。）。

（地球観測研究センターの業務）

第 73 条 地球観測研究センター（以下、本条において「センター」という。）は、次の業務を行う。

- (1) 地球観測データの受信・記録、処理、解析、利用研究及び提供に関すること（プロジェクトチーム又は衛星利用運用センターの所掌に属するものを除く。）。
- (2) センターの所掌業務に係る客員又は招聘職員等に対する支援に関すること。
- (3) センターが所管する施設及び設備に関すること。
- (4) センターの施設等供用に係る調整に関すること。
- (5) センターの外部競争的資金に関すること（科学研究費補助金の事務に関することを含む。）。
- (6) GCOM-W に係る人工衛星の管制運用及び軌道上評価並びにミッション機器の運用管理に関すること。
- (7) 地球観測センターにおける社屋等管理及びエリア管理、内外との連絡調整及び渉外、安全管理及び環境管理並びに広報等に関すること。

（衛星測位システム技術ユニットの業務）

第 74 条 衛星測位システム技術ユニットは、次の業務を行う。

- (1) 準天頂衛星初号機の運用、地上設備の維持・更新に関すること。
- (2) 受託に基づく、政府の準天頂衛星システムの開発・整備・運用に係る支援に関すること。
- (3) 衛星測位技術の利用の推進及び利便性の向上等に係る研究開発に関すること。
- (4) 利用技術、屋内測位及び干渉影響対策等の測位衛星関連技術の研究開発に関すること。

（有人宇宙技術部門の業務）

第 75 条 有人宇宙技術部門は、有人宇宙環境利用システムの構築に関する業務を行う。

（事業推進部の業務）

第 76 条 事業推進部は、部門の業務を管理・推進するため、次の業務を行う。

- (1) 部門の業務に係る方針及び中長期計画等の企画、立案、進行管理及び評価に関すること。
- (2) 部門内プロジェクトに係るミッションの企画及び概念検討に関すること。
- (3) 機構プロジェクト及び研究開発プロジェクトに係るミッションの企画及び概念検討の支援に関すること。
- (4) 部門の業務に係る調整、取りまとめ及び内外との連絡に関すること。
- (5) 部門の予算の配算、資金計画管理及び進行管理に関すること。
- (6) 部門の業務に係る産業振興及び大学等連携に関すること（施設等供用に係る調整及び促進、知的財産の活用促進を含む。他の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 部門の業務に係る協定及び共同研究の取りまとめに関すること。
- (8) 部門の業務に係る広報及び渉外に関すること。
- (9) 部門の業務に係るセキュリティ管理（エリア管理を除く。）及び情報化の推進に関すること。
- (10) 前各号のほか、部門の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

(きぼう利用センターの業務)

第 77 条 きぼう利用センターは、国際宇宙ステーション及び日本実験棟（以下、「ISS/JEM」という。）の利用成果を創出するため、次の業務を行う。

- (1) ISS/JEM を利用した研究の企画、立案、調整及び取りまとめ並びに関連する調査分析及び技術検討に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 利用の開拓、利用促進、成果の普及及び利用者の支援に関すること。
- (3) ISS/JEM における宇宙実験の実施（他の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 前各号に必要な技術及び実験装置・機器の研究及び開発に関すること。
- (5) きぼう利用センターに係る科学研究費補助金の事務に関すること。
- (6) 前各号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関すること。
- (7) 前各号の業務に係る品質保証及び安全管理の実施に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

2 きぼう利用センターは、動物実験等の実施に係る国の指針に基づく審査等に関する業務を行う。

(きぼう利用企画グループの業務)

第 78 条 きぼう利用企画グループは、次の業務を行う。

- (1) ISS/JEM を利用した研究の企画、立案、調整及び取りまとめ並びに関連する調査分析及び技術検討に関すること。
- (2) ISS/JEM の利用に係る理解増進に関すること。

(有人宇宙技術センターの業務)

第 79 条 有人宇宙技術センターは、次の業務を行う。

- (1) JEM システム及び共通的な実験装置並びに国際宇宙ステーションの運用に関すること。
- (2) HTV の運用管制の実施に関すること。
- (3) JEM システム、共通的な実験装置及び HTV の運用に係る地上システムの開発及び維持管理に関すること。
- (4) JEM システム機器及び共通的な実験装置の開発及び維持管理に関すること。
- (5) 将来的な有人宇宙活動の検討に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (6) ISS/JEM の利用運用の実施に関すること（宇宙医学生物学研究グループの所掌に属するものを除く。）。
- (7) 技術管理情報システム（J-TMIS）その他の ISS 計画に係る情報システムの管理及び ISS 計画に係る情報化に関すること。
- (8) 前各号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関すること。
- (9) 前各号の業務に係る品質保証及び安全管理の実施に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(CALET プロジェクトチームの業務)

第 80 条 CALET プロジェクトチームは、次の業務を行う。

- (1) CALET の開発に関すること。
- (2) 前号の業務に附帯する研究及び試験に関すること。
- (3) 前 2 号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関すること。

- (4) 前3号の業務に係る品質保証及び安全管理の実施に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

（HTV 技術センターの業務）

第81条 HTV 技術センターは、次の業務を行う。

- (1) HTV 運用機の調達、飛行準備、射場作業及び打上げに関すること。
- (2) JEM 搭載近傍通信システム（PROX）の他宇宙機への応用に関すること。
- (3) 将来の HTV のシステムに関すること。
- (4) 前各号の業務に附帯する研究及び試験に関すること。
- (5) 前各号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関すること（有人宇宙技術センターの所掌に属するものを除く。）。
- (6) 前各号の業務に係る品質保証及び安全管理の実施に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

（宇宙飛行士運用技術ユニットの業務）

第82条 宇宙飛行士運用技術ユニットは、次の業務を行う。

- (1) 宇宙飛行士による有人宇宙活動に関すること。
- (2) 宇宙飛行士及び有人サポート技術に関すること。
- (3) 宇宙医学生物学に関すること。
- (4) 前3号の業務に係る内外との連絡及び調整に関すること。

（宇宙飛行士運用グループの業務）

第83条 宇宙飛行士運用グループは、次の業務を行う。

- (1) 宇宙飛行士による有人宇宙活動に係る計画（宇宙飛行士の搭乗及び宇宙飛行士の養成・訓練に係る計画を含む。）の企画、立案、調整及び推進に関すること（宇宙飛行士グループの所掌に属するものを除く。）。
- (2) 国際宇宙ステーション計画等における宇宙飛行士に係る技術調整に関すること。
- (3) 前号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関すること。
- (4) 宇宙飛行士運用技術ユニットに係る施設設備等供用に係る調整及び促進に関すること。
- (5) 宇宙飛行士の募集選抜（宇宙飛行士健康管理グループの所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (6) その他宇宙飛行士に係る業務に関すること（宇宙飛行士健康管理グループの所掌に属するものを除く。）。

（宇宙飛行士健康管理グループの業務）

第84条 宇宙飛行士健康管理グループは、次の業務を行う。

- (1) 宇宙飛行士の健康管理に関すること。
- (2) 前号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関すること。
- (3) 宇宙飛行士の募集選抜のうち、医学及び心理学選抜に関すること。
- (4) 宇宙飛行士運用技術ユニット長が特に必要と認める者の医学管理に関すること。

(宇宙医学生物学研究グループの業務)

第 85 条 宇宙医学生物学研究グループは、次の業務を行う。

- (1) 宇宙医学及び生体の宇宙環境適応に係る研究及び開発に関すること。
- (2) 前号に係る宇宙実験の実施に関すること。
- (3) 前 2 号に必要な技術及び実験装置・機器の研究及び開発に関すること。
- (4) 前各号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関すること。
- (5) 前各号の業務の実施に係る運用要員(宇宙飛行士運用技術ユニット長が特に必要と認める者に限る。)及び被験者の医学管理に関すること。

(宇宙飛行士グループの業務)

第 86 条 宇宙飛行士グループは、次の業務を行う。

- (1) 宇宙飛行士の搭乗及び訓練の実施に関すること。
- (2) 宇宙飛行士の業務支援及び訓練管理に関すること。
- (3) その他宇宙飛行士に係る業務に関すること(宇宙飛行士運用グループ及び宇宙飛行士健康管理グループの所掌に属するものを除く。)

(有人システム安全・ミッション保証室の業務)

第 87 条 有人システム安全・ミッション保証室は、宇宙ステーションにおける有人宇宙活動に係る有人システム(以下、「有人システム」という。)の開発及び運用並びに有人宇宙技術部門の業務に係るシステム安全、信頼性、保全性及びコンフィギュレーション保証(以下、「システム安全・品質保証」という。)に関する次の業務(各プロジェクトチーム及び S&MA 総括の所掌に属するものを除く。)を行う。

- (1) 計画の企画、立案及び進行管理に関すること(基準の設定を含む。)
- (2) 解析及び評価に関すること。
- (3) 審査、認定及び確認に関すること。
- (4) 前 3 号のほか、有人システムに係るシステム安全・品質保証に関すること。

(ヒューストン駐在員事務所の業務)

第 88 条 ヒューストン駐在員事務所は、次の業務を行う。

- (1) 国際間のプロジェクト管理に関する NASA・宇宙ステーションプログラムオフィス(以下、「SSPO」という。)との調整に関すること。
- (2) 全体システム設計、利用及び運用等に関する SSPO との技術調整並びにジョンソン宇宙センター(以下、「JSC」という。)との各種技術調整に関すること。
- (3) SSPO 及び JSC からの技術情報の入手及びその内容の確認に関すること。
- (4) 日本の情報の SSPO 及び JSC への提供に関すること。
- (5) 欧州宇宙機関及びカナダ等から SSPO 及び JSC に派遣された外国機関の職員との情報交換に関すること。
- (6) JSC における日本人宇宙飛行士の選抜及び訓練に係る業務の支援に関すること。
- (7) その他宇宙実験計画及び宇宙ステーション計画の実施のために必要な事項に関すること。
- (8) JEM、HTV 及び ISS 搭載実験装置等に関する SSPO との技術調整に関すること。

(モスクワ技術調整事務所の業務)

第 89 条 モスクワ技術調整事務所は、ロシアソユーズ宇宙船ミッション等に係る次の業務を行う。

- (1) ロシア宇宙庁（以下、「FSA」という。）その他の旧ソ連諸国の宇宙関係機関との各種技術調整及び技術情報の交換に関すること。
- (2) 旧ソ連諸国における NASA 及び欧州宇宙機関等との各種技術調整及び技術情報の交換に関すること。
- (3) 旧ソ連諸国における宇宙飛行士の訓練に係る業務の支援に関すること。
- (4) 宇宙飛行士のロシアソユーズ宇宙船への搭乗・帰還時に係る業務の支援に関すること。
- (5) 前各号の他、国際宇宙ステーション計画及び宇宙実験の実施のために必要な事項に関すること。
- (6) ロシアソユーズ宇宙船ミッション以外の事項に係る FSA その他の旧ソ連諸国の宇宙関係機関並びに当該地域における NASA 及び欧州宇宙機関等との情報交換及び連絡調整に関すること。

（宇宙科学研究所の業務）

第 90 条 宇宙科学研究所（以下、本条から第 117 条において「研究所」という。）は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、大学の要請に応じた大学院教育への協力、科学衛星をはじめとする各種宇宙科学プロジェクト推進及び専門技術分野に関する研究開発等の業務並びに相模原キャンパスの管理業務を行う。

（科学推進部の業務）

第 91 条 科学推進部は、研究所の業務を管理・推進するほか、相模原キャンパスの管理業務を行うため、次の業務を行う。

- (1) 研究所の業務に係る全体の方針及び中長期計画等の企画、立案、進行管理及び評価に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 部門内プロジェクトに係るミッションの企画及び概念検討に関すること。
- (3) 機構プロジェクト及び研究開発プロジェクトに係るミッションの企画及び概念検討の支援に関すること。
- (4) 研究所の業務に係る全体調整、取りまとめ及び内外との連絡に関すること。
- (5) 研究所全体の予算の配算、資金計画管理及び進行管理に関すること。
- (6) 研究所の業務に係る産業振興及び大学等連携に関すること（施設等供用に係る調整及び促進、知的財産の活用促進を含む。他の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 研究所の業務に係る協定及び共同研究の取りまとめに関すること。
- (8) 教育職の人事に関する連絡調整に関すること。
- (9) 宇宙科学評議会及び宇宙科学運営協議会の庶務に関すること。
- (10) 研究所の国際協力及び宇宙科学国際調整主幹の行う業務の支援に関すること。
- (11) 研究所の国際間における人材交流に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 宇宙科学プログラムに関する業務に係る支援等に関すること（プロジェクトの審査の事務に関することを含み、他の所掌に属するものを除く。）。
- (13) 大学共同利用システムとして行う業務に関すること。
- (14) 研究委員会の事務に関すること。
- (15) 研究所の大学院教育協力に関すること。
- (16) 総合研究大学院大学との連絡調整に関すること。

- (17) 研究所における総合研究大学院大学附属図書館に関すること。
 - (18) 研究所の研究活動に係る出版物・技術資料に係る研究所内調整及び事務に関すること。
 - (19) 研究所の業務に係る渉外に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
 - (20) 地元及び漁業関係者への対応に関すること。
 - (21) 相模原キャンパスに置かれる組織に係る役員の秘書、公印及び文書管理（他の所掌に属するものを除く。）、福利厚生、社屋等管理及びエリア管理、内外との連絡調整及び渉外、高圧ガス、危険物、放射線等に係る法定手続きの支援、労働安全衛生管理及び環境管理の実施並びに取りまとめに関すること。
 - (22) 研究所の業務に係るセキュリティ管理（エリア管理を除く。）及び情報化の推進に関すること。
 - (23) 前各号のほか、相模原キャンパスに置かれる組織に係る業務のうち、他の所掌に属さないこと。
- 2 科学推進部は、機構の科学研究費補助金事務の対外的窓口及び取りまとめ並びに研究所の外部競争的資金に関する業務を行う（科学研究費補助金の事務に関することを含み、他の所掌に属するものを除く。）。
- 3 科学推進部は、大学との連携を推進するため、次の業務を行う。
- (1) 機構全体の大学との連携に係る調整、取りまとめ及び推進に関すること。
 - (2) 理工学分野及び人文・社会科学分野における機構全体の大学との連携の支援及び促進に関すること。

（研究系の業務の業務）

第 92 条 第 93 条から第 97 条に定める研究系は、各条に定められた学術研究における、世界的な研究成果の創出及び宇宙科学研究の発展のため、次の業務を行う。

- (1) 新しいプロジェクトの立ち上げを目指した基礎研究及び要素技術研究に関すること。
- (2) 観測・計測機器、搭載機器、要素技術及びシステム等の研究に関すること。
- (3) プロジェクトの実施に伴う研究に関すること。
- (4) プロジェクトの成果を用いた研究に関すること。
- (5) 前各号に定める学術研究の総合的な実施に関すること。
- (6) 前各号に関連する研究グループの形成、外部資金の獲得等の研究環境の改善及びその他の研究活動の推進に関すること。
- (7) 人材の育成に関すること。
- (8) 大学院教育への協力に関すること。

（宇宙物理学研究系の業務）

第 93 条 宇宙物理学研究系は、宇宙物理学の学術研究に関する業務を行う。

（太陽系科学研究系の業務）

第 94 条 太陽系科学研究系は、太陽、地球を含む太陽系天体についての学術研究に関する業務を行う。

（学際科学研究系の業務）

第 95 条 学際科学研究系は、宇宙科学の複数の分野にまたがる、又は宇宙科学と周辺領域にまた

がる学際領域、及び新たな宇宙科学分野の学術研究に関する業務を行う。

(宇宙飛翔工学研究系の業務)

第 96 条 宇宙飛翔工学研究系は、宇宙飛翔に関わる工学技術及び宇宙システムについての学術研究に関する業務を行う。

(宇宙機応用工学研究系の業務)

第 97 条 宇宙機応用工学研究系は、宇宙機に関わる工学技術、地上システム技術及びそれらの応用についての学術研究に関する業務を行う。

(宇宙科学プログラム室の業務)

第 98 条 宇宙科学プログラム室は、宇宙科学プログラムに係る次の業務を行う。

- (1) プロジェクトに係る準備に関すること。
- (2) 部門内プロジェクトの実施に関すること。
- (3) 機構プロジェクト及び部門内プロジェクトの進行管理に関すること。
- (4) システムズエンジニアリング活動に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第 99 条 削除

(研究所のプロジェクトチームの業務)

第 100 条 研究所に置かれる次のプロジェクトチーム等は、各チームの名称に冠した各衛星等に関する開発及びこれに付随する試験、施設及び設備、品質保証等に関する業務を行う。

GEOTAIL プロジェクトチーム
ASTRO-EII プロジェクトチーム
SOLAR-B プロジェクトチーム
PLANET-C プロジェクトチーム
Bepi Colombo プロジェクトチーム
ASTRO-H プロジェクトチーム
惑星分光観測衛星プロジェクトチーム
ジオスペース探査衛星プロジェクトチーム
はやぶさ 2 プロジェクトチーム
深宇宙探査用地上局プロジェクトチーム
SLIM プロジェクトチーム

(大学共同利用実験調整グループの業務)

第 101 条 大学共同利用実験調整グループは、次の業務を行う。

- (1) 大学共同利用設備に係る基本方針の策定並びに計画の企画、立案及び調整に関すること。
- (2) 大学共同利用設備の利用調整、維持、更新及び計画の運用に関すること。

(基盤技術グループの業務)

第 101 条の 2 基盤技術グループは、次の業務を行う。

- (1) 各種試験技術の開発及び運用に関すること。
- (2) 各種試験設備（大学共同利用試験装置を含む。）の開発及び運用に関すること。
- (3) 観測ロケット及び大気球等の研究並びにこれらに係る搭載機器の研究開発及び運用に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (4) その他前号に必要な地上設備及び試験に関すること。

（先端工作技術グループの業務）

第 101 条の 3 先端工作技術グループは、次の業務を行う。

- (1) 宇宙機に要求される機械加工技術、精密加工技術及び精密測定技術に関すること。
- (2) 前号に関連する設計支援に関すること。
- (3) 先端試作工場、エレクトロニクスショップ及びナノエレクトロニクス設備の管理運用に関すること。
- (4) 前 3 号に付帯する業務に関すること。

（大気球実験グループの業務）

第 102 条 大気球実験グループは、次の業務を行う。

- (1) 大気球を利用した研究計画の策定に関すること。
- (2) 大気球を利用した実験の実施に関すること。
- (3) 大気球の開発及び試験に関すること。
- (4) 前 2 号に必要な地上設備に関すること。

（観測ロケット実験グループの業務）

第 103 条 観測ロケット実験グループは、次の業務を行う。

- (1) 観測ロケットを利用した研究計画の策定に関すること。
- (2) 観測ロケットを利用した実験の実施に関すること。
- (3) 観測ロケットの開発及び試験に関すること。
- (4) 前 2 号に必要な地上設備に関すること。

（能代ロケット実験場の業務）

第 104 条 能代ロケット実験場は、次の業務を行う。

- (1) 実験の実施、解析及び関連する設備・実験手法等の研究開発に関すること。
- (2) 設備の維持、管理及び運営に関すること。
- (3) 能代ロケット実験場における社屋等管理及びエリア管理、内外との連絡調整及び渉外、安全管理及び環境管理並びに広報等に関すること。

（科学衛星運用・データ利用ユニットの業務）

第 105 条 科学衛星運用・データ利用ユニットは、次の業務を行う。

- (1) 科学衛星、探査機及び観測ロケットの運用並びに観測データの収集、処理及び活用の推進に関すること（プロジェクトチームの所掌に属するものを除く。）。
- (2) 研究所のプロジェクトに係る信頼性管理情報及び宇宙科学関連資料に関するデータベースシステムの構築及び維持管理に関すること。
- (3) 学術研究のための情報処理システム及びネットワークシステムの運用及び管理に関するこ

と（他の所掌に属するものを除く。）。

- (4) 前3号に規定する各システムを大学共同利用システムの下で利用する研究者の支援に関すること。

第106条 削除

第107条 削除

（月惑星探査データ解析グループの業務）

第108条 月惑星探査データ解析グループは、次の業務を行う。

- (1) 月惑星探査データの高次処理及び活用の推進に関すること（科学衛星運用・データ利用ユニットの所掌に属するものを除く。）。
- (2) 月惑星探査データの解析技術の研究開発及びデータの分析に基づく研究に関すること。
- (3) 月惑星探査データの解析計画の策定に向けた研究活動の支援に関すること。
- (4) 前3号に付帯する業務に関すること。

（地球外物質研究グループの業務）

第109条 地球外物質研究グループは、次の業務を行う。

- (1) 探査機が回収した試料の処理、保存及び活用の推進に関すること（プロジェクトチームの所掌に属するものを除く。）。
- (2) 地球外物質の試料の分析技術の研究開発及び試料の分析に基づく研究に関すること。
- (3) 地球外物質の回収計画の策定に向けた研究活動の支援に関すること。
- (4) 前各号の業務に係る人材育成に関すること。
- (5) 第1号から第3号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関すること。

（深宇宙追跡技術グループの業務）

第110条 深宇宙追跡技術グループは、次の業務を行う。

- (1) 深宇宙追跡及び軌道決定等に関するプロジェクトの支援に関すること
- (2) 深宇宙追跡に関する情報管理、計画立案及び技術の蓄積に関すること。
- (3) 将来の深宇宙に係る通信技術及び追跡技術並びに深宇宙探査地上局の研究に関すること。
- (4) 前3号に付帯する業務に関すること。

第111条から第117条まで 削除

（航空技術部門の業務）

第118条 航空技術部門は、航空プログラムの推進及び航空専門技術に関する研究開発に関する業務並びに調布航空宇宙センターの管理業務を行う。

（事業推進部の業務）

第119条 事業推進部は、部門の業務を管理・推進するほか、調布航空宇宙センターの管理業務を行うため、次の業務を行う。

- (1) 部門の業務に係る全体の方針及び中長期計画等の企画、立案、進行管理及び評価の取りま

とめに関すること。

- (2) 部門内プロジェクトに係るミッションの企画及び概念検討に関すること。
- (3) 機構プロジェクト及び研究開発プロジェクトに係るミッションの企画及び概念検討の支援に関すること。
- (4) 部門の業務に係る全体調整、取りまとめ及び内外との連絡に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 部門の予算の配算、資金計画管理及び進行管理に関すること。
- (6) 部門の業務に係る施設等供用に係る調整及び促進並びに知的財産の活用促進に関すること。
- (7) 部門の外部競争的資金に関すること（科学研究費補助金の事務に関することを含む。）。
- (8) 部門の業務に係る協定及び共同研究の取りまとめに関すること。
- (9) 航空分野における外部機関への技術協力業務の推進に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 部門の業務に係る広報に関すること（部門における他の所掌に属するものを除く。）。
- (11) 部門の研究活動に係る出版物・技術資料に係る研究所内調整及び事務に関すること。
- (12) 調布航空宇宙センターに置かれる組織に係る役員の秘書、公印・文書管理（他の所掌に属するものを除く。）、福利厚生、社屋等管理及びエリア管理、内外との連絡調整及び渉外、高圧ガス、危険物、放射線等に係る法定手続きの支援、労働安全衛生管理及び環境管理の実施並びに取りまとめに関すること。
- (13) 調布航空宇宙センターの一般公開に関すること。
- (14) 部門の業務に係るセキュリティ管理（エリア管理を除く。）及び情報化の推進に関すること。
- (15) 前各号のほか、調布航空宇宙センターに置かれる組織に係る業務のうち、他の所掌に属さないこと。

（航空産業協力課の業務）

第 120 条 航空産業協力課は、航空産業の技術水準向上に必要な協力の推進等、産業振興のため、以下の業務を行う（他の所掌に属するものを除く。）。

- (1) 航空産業の技術水準向上に必要な協力等の推進に係る計画の企画、立案、調整及び取りまとめに関すること。
- (2) 前号に関する調査及び分析に関すること。
- (3) 航空分野に係る産業界への技術展開及び技術支援その他部門の業務に係る産業振興等に関すること。
- (4) 航空分野の研究者及び技術者等の人材育成に係る支援並びに調整に関すること。
- (5) 前 2 号の業務を推進する上で必要な国内外の外部機関との連絡調整（大学等連携を含む。）に関すること。

（対外業務課の業務）

第 121 条 対外業務課は、次の業務を行う。

- (1) 国産旅客機の型式証明に係る技術基準の策定・認証における国土交通省への技術協力に関すること。
- (2) 航空機事故に関する外部機関への技術協力に関すること。
- (3) 前 2 号のほか、航空分野における外部機関への技術協力業務の推進に関すること（他の所

掌に属するものを除く。)

(部門のプロジェクトチームの業務)

第 122 条 部門に置かれる次のプロジェクトチームは、次世代ファン・タービンシステム技術実証(aFJR)、機体騒音低減技術の飛行実証(FQUR0H)及び乱気流事故防止機体技術実証(SafeAvio)に係る研究開発及びこれに付随する試験並びに施設、設備及び品質保証等に関する業務を行う。

aFJR プロジェクトチーム

FQUR0H プロジェクトチーム

SafeAvio プロジェクトチーム

(航空技術実証研究開発ユニットの業務)

第 123 条 航空技術実証研究開発ユニットは、次の業務を行う。

- (1) 航空技術に係る総合的かつ計画的な技術実証研究に関すること（各プロジェクトチームの所掌に属するものを除く。)
- (2) 前号の業務に付随する試験に関すること。
- (3) 前 2 号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関すること。
- (4) 前 3 号の業務に係る品質保証及び安全管理の実施に関すること。
- (5) システムズエンジニアリングの推進に関すること。
- (6) 新たな技術実証研究の企画及び機構内外との調整、技術実証計画の立案並びに関連する調査分析及び技術検討に関すること。

(次世代航空イノベーションハブの業務)

第 124 条 次世代航空イノベーションハブは、機構内外の人材及び技術を糾合して、次世代航空機研究開発に係るシステム研究及び要素技術研究に関する業務を行う。

(空力技術研究ユニットの業務)

第 125 条 空力技術研究ユニットは、次の業務を行う。

- (1) 空力技術及び風洞による試験評価技術に係る研究開発に関すること。
- (2) 風洞試験設備に係る業務及び研究開発に関すること。
- (3) 前 2 号に付随する業務に関すること。

(飛行技術研究ユニットの業務)

第 126 条 飛行技術研究ユニットは、次の業務を行う。

- (1) 先進飛行技術及び飛行試験・評価技術に係る研究開発に関すること。
- (2) 飛行試験設備に係る業務及び研究開発に関すること。
- (3) 前 2 号に付随する業務に関すること。

(推進技術研究ユニットの業務)

第 127 条 推進技術研究ユニットは、次の業務を行う。

- (1) 推進システム技術及びエンジン試験・評価技術に係る研究開発に関すること。
- (2) エンジン試験設備に係る業務及び研究開発に関すること。
- (3) 前 2 号に付随する業務に関すること。

(構造・複合材技術研究ユニットの業務)

第 128 条 構造・複合材技術研究ユニットは、次の業務を行う。

- (1) 機体構造技術及び複合材技術に係る研究開発に関すること。
- (2) 構造・複合材試験設備に係る業務及び研究開発に関すること。
- (3) 前 2 号に付帯する業務に関すること。

(数値解析技術研究ユニットの業務)

第 129 条 数値解析技術研究ユニットは、次の業務を行う。

- (1) 数値解析技術に係る研究開発に関すること。
- (2) 調布航空宇宙センターに置かれる組織に係る情報システム及び地域ネットワークシステムの整備、運用及び管理に関すること。
- (3) 前 2 号に付帯する業務に関すること。

(研究開発部門の業務)

第 130 条 研究開発部門は、将来のプロジェクトを先導する技術の創出、基礎的・先端的技術強化のための研究開発及びプロジェクト等の確実な実施のための技術開発支援に関する業務並びに公募された小型衛星等(機構の衛星を除く。以下同じ。)の基幹ロケットへの相乗りに係る業務(他の所掌に属するものを除く。)を行う。

(研究戦略部の業務)

第 131 条 研究戦略部は、機構全体の研究開発を戦略的に進めるため、次の業務を行う。

- (1) 内外の技術動向を踏まえた、機構全体の研究開発戦略の策定に関すること。
- (2) 機構全体の研究計画の総合調整に関すること。
- (3) 研究開発プロジェクトの企画及び立案に関すること。

(研究推進部の業務)

第 132 条 研究推進部は、部門の業務を管理・推進するため、次の業務を行う。

- (1) 部門の業務に係る方針及び中長期計画等の企画、立案、進行管理及び評価の取りまとめに関すること。
- (2) 部門内プロジェクトに係るミッションの企画及び概念検討に関すること。
- (3) 機構プロジェクト及び研究開発プロジェクトに係るミッションの企画及び概念検討の支援に関すること。
- (4) 部門の業務に係る調整、取りまとめ及び内外との連絡に関すること。
- (5) 部門の予算の配算、資金計画管理及び進行管理に関すること。
- (6) 部門の業務に係る産業振興及び大学等連携に関すること(施設等供用に係る調整及び促進、知的財産の活用促進を含む。)
- (7) 部門の業務に係る協定及び共同研究の取りまとめに関すること。
- (8) 部門の外部競争的資金に関すること(科学研究費補助金の事務に関することを含む。)
- (9) 部門の業務に係る広報及び渉外に関すること(部門における他の所掌に属するものを除く。)
- (10) 部門の研究活動に係る出版物・技術資料に係る部門内調整及び事務に関すること。
- (11) 角田宇宙センターの管理に関すること。

- (12) 部門の業務に係るセキュリティ管理(エリア管理を除く。)及び情報化の推進に関すること。
 - (13) 前各号のほか、部門の業務のうち、他の所掌に属さないこと。
- 2 研究推進部は、宇宙用機器、部品及び部品技術の研究開発の企画、立案及び推進に関する業務を行う(安全・信頼性推進部部品プログラムグループの所掌に属するものを除く。)
- 3 前2項のほか、研究推進部は、公募された小型衛星等の基幹ロケットへの相乗りに係る業務(相乗りに係る選定、技術審査等及び応募者からの要請に基づく支援業務を含む。他の所掌に属するものを除く。)並びに革新的衛星技術実証プログラムにおける実証テーマ及び搭載機器等に係る選定を行う。

(角田管理課の業務)

第133条 角田管理課は、角田宇宙センターに置かれる組織に関する次の業務を行う。

- (1) 公印及び文書管理に関すること。
- (2) 人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (3) 会計及び資産の管理に関すること。
- (4) 社屋等管理及びエリア管理に関すること。
- (5) 研究活動に係る出版物及び技術資料に関する本部内調整及び事務に関すること。
- (6) 情報システムの整備及び運用に関すること。
- (7) 内外との連絡調整及び渉外に関すること。
- (8) 高圧ガス・危険物等の業務に係る法定手続きの支援に関すること。
- (9) 労働安全衛生管理及び環境管理の実施並びに取りまとめに関すること。
- (10) 広報に関すること。
- (11) 前各号のほか、角田宇宙センターに置かれる組織に係る業務のうち、他の所掌に属さないこと。

(専門技術組織の業務)

第134条 第135条から第138条に定める専門技術組織は、各条に定められた専門技術を基盤とし、次の業務を分野横断的に実施する。

- (1) 機構内のプロジェクトチームその他のプロジェクト又はプロジェクト化に向けた研究開発を行う組織と共同して行う研究開発に関すること。
- (2) 将来システム等の課題の解決に向けた先導的研究に関すること。
- (3) 創造的な研究を行う人材の育成に関すること。
- (4) 前各号に関連する施設及び設備の開発、整備、維持及び運用に関すること。
- (5) 前各号に関連する業務(他の所掌に属するものを除く。)

(第一研究ユニットの業務)

第135条 第一研究ユニットは、軌道、航法・誘導・制御、通信、電源、電子部品等の主に電気系技術に係る専門技術分野に関し、前条に規定する業務を行う。

(第二研究ユニットの業務)

第136条 第二研究ユニットは、熱、構造・機構、流体・空力、衛星推進、有人宇宙環境制御等の主に機械系技術に係る専門技術分野に関し、第134条に規定する業務を行う。

(第三研究ユニットの業務)

第 137 条 第三研究ユニットは、プログラム、数値シミュレーション、情報工学等の主に計算科学及びソフトウェア技術に係る専門技術分野に関し、第 134 条に規定する業務を行う。

(第四研究ユニットの業務)

第 138 条 第四研究ユニットは、前 3 条にかかわらず、宇宙輸送系技術に係る専門技術分野に関し、第 134 条に規定する業務を行う。

(システム技術ユニットの業務)

第 139 条 システム技術ユニットは、次の業務を行う。

- (1) 将来ミッションに係るシナリオに基づくシステム分析及びシステムレベルの概念検討並びに技術支援に関すること。
- (2) サブシステム及び要素技術に対するシステム要求の検討に関すること。

(革新的衛星技術実証グループの業務)

第 140 条 革新的衛星技術実証グループは、次の業務を行う。

- (1) 革新的衛星技術実証プログラムに関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 前号に付帯する業務に関すること。

(センサ研究グループの業務)

第 141 条 センサ研究グループは、次の業務を行う。

- (1) 地球観測センサの研究に関すること。
- (2) 地球観測センサ要素技術の研究に関すること。
- (3) 地球観測センサ共通技術の研究に関すること。
- (4) 前 2 号に係るプロジェクト支援に関すること。

(宇宙探査イノベーションハブの業務)

第 142 条 宇宙探査イノベーションハブは、機構内外の人材及び技術を糾合して、将来の国際有人宇宙探査に係るシステム研究及び技術課題に対応した研究に関する業務を行う。

(新事業促進部の業務)

第 143 条 新事業促進部は、産業振興に係る機構全体の基本方針の策定、宇宙産業の競争力強化、産業の裾野拡大等に資する事業の推進、知的財産の活用促進及びその他機構の産業振興に関する業務を行う（他の所掌に属するものを除く。）。

(産業促進課の業務)

第 144 条 産業促進課は、次の業務を行う。

- (1) 産業振興に係る機構全体の基本方針の策定に関すること。
- (2) 産業振興に係る機構全体の総合調整、取りまとめ及び推進に関すること。
- (3) 宇宙産業の競争力強化に係る施策等の推進に関すること（宇宙システムのパッケージによる海外展開を含む。）。
- (4) センターの庶務に関すること。

(5) 前各号のほか、新事業促進部の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

(新事業課の業務)

第 145 条 新事業課は、次の業務を行う（他の所掌に属するものを除く。）。

- (1) 民間事業者、地方公共団体等の要請等に基づく事業に係る窓口業務、調整、取りまとめ及び推進に関すること。
- (2) 前号のほか、宇宙航空分野に係る産業の裾野拡大等に資する事業の企画、立案、取りまとめ及び推進に関すること。
- (3) 宇宙利用の新規分野の開拓、宇宙利用による民間事業の創出・促進に係る計画の設定及び事業者との調整に関すること。
- (4) 小型衛星等及び革新的衛星技術実証プログラムに係る公募に関すること。
- (5) 知的財産の活用促進及び管理に関すること。
- (6) 施設設備等供用に関すること。

(チーフエンジニア室の業務)

第 146 条 チーフエンジニア室は、機構全体の総合的な技術判断、連携及び協力を推進するため、次の業務を行う。

- (1) 機構全体のプロジェクトマネジメント及びシステムズエンジニアリング活動の取りまとめに関すること。
- (2) 機構全体の研究開発マネジメントの推進に関すること。
- (3) プログラム及びプロジェクトの独立的技術評価に関すること。
- (4) プログラム横断的な技術課題の検討に関すること。
- (5) 技術者への技術の蓄積及び継承の推進に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 機構全体の研究開発に係る技術評価に関すること。

(エンジニアリンググループの業務)

第 147 条 エンジニアリンググループは、次の業務を行う。

- (1) プロジェクトマネジメント及びシステムズエンジニアリングに係るプロセスの標準化に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (2) プログラム及びプロジェクトの評価に関すること。
- (3) 機構全体のミッションロードマップに係る技術的側面からの検討支援に関すること。
- (4) 機構全体の研究開発マネジメントのプロセス標準化、研究開発戦略の策定支援及び研究開発に係る技術評価に関すること。
- (5) 機構全体のシステム技術・情報の蓄積及び活用推進に関すること。

(セキュリティ・情報化推進部の業務)

第 148 条 セキュリティ・情報化推進部は、セキュリティ管理の統括、情報化に係る計画の企画、立案、調整及び推進、業務系情報システム、共通的な情報システム、スーパーコンピュータシステム、プロジェクト系に共通な情報共有システム及び情報基盤の整備、情報システムセキュリティに係る共通対策、技術情報・図書情報の蓄積及び利用促進（新事業促進部の所掌に属するものを除く。）、安全保障貿易管理並びに特許等の管理に関する業務を行う。

(情報化推進課の業務)

第 149 条 情報化推進課は、次の業務を行う。

- (1) 情報化に係る計画の企画、立案、調整及び推進に関すること。
- (2) 機構が整備及び運用する情報システムに対する要求条件の定義の標準化、利用技術の標準化並びにシステム検査・監査の標準化等に関すること。
- (3) 部の庶務に関すること。
- (4) 前各号のほか、セキュリティ・情報化推進部の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

(スーパーコンピュータ活用課の業務)

第 150 条 スーパーコンピュータ活用課は、スーパーコンピュータシステムの整備及び運用並びに利用・評価等の技術の研究開発並びに利用促進に関する業務を行う。

(セキュリティ統括課の業務)

第 151 条 セキュリティ統括課は、次の業務を行う。

- (1) セキュリティ管理に係る方針及び計画の企画、立案、調整及び推進に関すること。
- (2) セキュリティ管理に係る業務の調整、支援、指導及び教育に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 情報システムセキュリティに係る共通の対策の立案、調整、推進及び教育並びに監査の支援に関すること。
- (4) 各部門・部等（第 5 条から第 10 条に定める機構の部門、部等の組織をいう。以下、「各部門・部等」という。）が整備及び運用する情報システム及びネットワークにおけるセキュリティ対策の審査に関すること。
- (5) 個人情報保護に関すること（総務部総務課の所掌に属するものを除く。）
- (6) 研究開発業務に係る技術情報の蓄積、保管及び利用促進並びに管理系文書の蓄積及び保管に関すること。
- (7) 前各号のほか、セキュリティ管理に係る業務のうち、他の所掌に属さないこと。

(情報化基盤課の業務)

第 152 条 情報化基盤課は、次の業務を行う。

- (1) 業務系情報システムの開発、整備及び運用に関すること。
- (2) 業務系及びプロジェクト系に共通な情報システム及びプロジェクト系に共通な情報共有システムの開発、整備及び運用に関すること。
- (3) 業務の効率化のための情報化に関すること。
- (4) 共通的に整備する端末の整備及び管理に関すること。
- (5) 共通的なネットワークシステムの整備、運用及び管理に関すること。
- (6) 共通的な情報システム及び共通ネットワークに係るセキュリティの確保に関すること。
- (7) 各部門・部等が整備・運用する情報システム及びネットワークにおけるセキュリティの確保の支援に関すること。

(輸出管理・技術情報課の業務)

第 153 条 輸出管理・技術情報課は、次の業務を行う。

- (1) 安全保障貿易管理に関すること。

- (2) 国内外の関係機関等との技術情報の交換に関すること。
- (3) 機構内図書館及び図書室の連携及び取りまとめに関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 機構の研究開発成果等の利用促進に関すること。
- (5) 特許及び実用新案の管理に関すること。
- (6) 機構の研究開発成果等に係る出版物の出版及び利用促進に関すること。

（安全・信頼性推進部の業務）

第 154 条 安全・信頼性推進部は、次の業務を行う。

- (1) 機構全体のシステム安全・品質保証活動の推進に関すること及びそのために必要な各部門等（第 7 条第 1 項に定める組織をいう。以下、「各部門等」という。）の S&MA 総括が第 189 条に基づき実施する業務への連携に関すること。
- (2) 機構全体の安全管理に関すること。
- (3) 機構全体の環境経営推進に関すること。
- (4) 機構全体の部品総合プログラムに関すること。

（安全・信頼性推進グループの業務）

第 155 条 安全・信頼性推進グループは、次の業務を行う。

- (1) システム安全・品質保証に係る業務の取りまとめに関すること。
- (2) システム安全・品質保証に係る方針及び計画の企画、立案及び推進に関すること。
- (3) システム安全・品質保証に係る基準等の企画、立案、調整及び維持に関すること。
- (4) システム安全・品質保証に係る監査に関すること。
- (5) システム安全・品質保証に係る教育及び訓練に関すること。
- (6) 共通技術文書の制定及び維持に関すること。
- (7) システム安全・品質保証管理手法の調査及び研究（評価解析に係るものを除く。）に関すること。
- (8) 部の業務に係る調整、取りまとめ及び内外との連絡に関すること。
- (9) 部の庶務に関すること。
- (10) 前各号のほか、安全・信頼性推進部の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

（技術開発グループの業務）

第 156 条 技術開発グループは、次の業務を行う。

- (1) 安全・信頼性情報システムに係る計画の企画、立案及び推進に関すること。
- (2) 安全・信頼性情報システムの整備及び運用に関すること。
- (3) システム安全・品質保証に係る情報の収集、分析及び評価に関すること。
- (4) 計量管理の企画、立案及び推進に関すること。
- (5) システム安全・品質保証に係る是正処置情報の各部門等への周知等並びに是正処置に係る各部門等及びプロジェクトの支援に関すること。
- (6) システム安全・品質保証の評価解析手法に係る調査、研究及び開発に関すること。
- (7) システム安全・品質保証の評価解析手法の適用に係るプロジェクトの支援に関すること。
- (8) 総合プロジェクトレベルのシステム安全審査に関すること。
- (9) 宇宙用高圧ガス機器の適合審査に関すること。

(安全・環境経営推進課の業務)

第 157 条 安全・環境経営推進課は、次の業務を行う。

- (1) 安全管理（システム安全を除く。）及び品質マネジメント（以下、「安全管理等」という。）に係る以下の業務に関する事。
 - ア 方針、総合的な計画の企画、立案及び推進に関する事。
 - イ 総合的な教育及び訓練に関する事。
 - ウ 機構に共通する基準等の企画、立案、調整及び維持に関する事。
 - エ 関係機関との連絡及び調整に関する事。
 - オ 監査に関する事。
 - カ 情報の収集、分析及び評価に関する事。
 - キ 前各号のほか、機構における安全管理等に係る業務の調整及び取りまとめに関する事。
- (2) 環境経営推進に係る以下の業務に関する事。
 - ア 方針、基本的な計画の企画、立案及び推進に関する事。
 - イ 教育及び訓練に関する事。
 - ウ 基準等の企画、立案、調整及び維持に関する事。
 - エ 関係機関との連絡及び調整に関する事。
 - オ 監査に関する事。
 - カ 情報の収集、分析、評価及び発信に関する事。
 - キ その他、環境経営推進に必要な業務に関する事。

(部品プログラムグループの業務)

第 158 条 部品プログラムグループは、次の業務を行う。

- (1) 部品総合プログラムに係る業務の取りまとめに関する事
- (2) 宇宙用部品の認定、利用促進及び安定供給並びに民生部品の宇宙転用に関する事。
- (3) 宇宙用部品に関する国際調整に関する事。
- (4) 海外製部品の品質問題等の調査及びリスク対策に関する事。
- (5) 機構の各プロジェクトにおける部品適用方針の調整及びその適用状況の確認に関する事。
- (6) 前各号に係る企画、実施計画の立案及び推進に関する事。

(施設部の業務)

第 159 条 施設部は、土木構築物、建築物及び建築に付帯する設備（以下、「施設」という。第 164 条までにおいて同じ。）の整備について、各部門等の所掌に属するものを除き、次の業務を行う。

- (1) 施設の整備及び保全に関する事。
 - (2) 施設の老朽化・耐震対策、自然災害に対するリスク対策、省エネルギー対策（二酸化炭素排出量削減対策を含む。）等（以下、「施設に関する対策」という。）に係る計画の立案及び推進に関する事。
 - (3) 施設の設計基準の整備・制定に関する事。
- 2 前項の業務に加え、施設部は、各部門等の要請により前項各号に定める業務を行う。

(施設推進課の業務)

第 160 条 施設推進課は、次の業務を行う。

- (1) 施設の整備計画及び施設に関する対策に係る計画の企画、立案並びに推進に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 用地取得に係る計画の立案、実施及び許認可事務手続きに関すること。
- (3) 土木工事、建築工事及び建築に附帯する設備の工事に係る基準（設計、積算、施工及び検査）の調査及び作成並びに技術研究開発に関すること。
- (4) 土木工事、建築工事及び建築に附帯する設備の工事に係る技術的な情報収集及び職員の技術力向上に関すること。
- (5) 土木工事、建築工事及び建築に付帯する設備の工事に係る計画の立案、設計、積算、施工管理及び許認可事務手続きに関すること。
- (6) 筑波施設課、調布施設課、相模原施設課及び鹿児島施設課の業務支援に関すること。
- (7) 部の庶務に関すること。
- (8) 前各号のほか、施設部の業務で他の所掌に属さないこと。

2 前項の業務に加え、各部門等の要請により前項第 3 号から第 5 号に定める業務を行う。

（筑波施設課の業務）

第 161 条 筑波施設課は、各部門等の所掌に属するものを除き、筑波宇宙センター、地球観測センター、勝浦宇宙通信所、沖縄宇宙通信所及び臼田宇宙空間観測所に係る次の業務を行う。

- (1) 施設整備計画の取りまとめ及び連絡調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 施設の運用及び保全に関すること。
- (3) 建築工事及び建築に附帯する設備の工事に係る計画の立案、設計、積算、施工監理及び許認可事務手続きに関すること。
- (4) 施設に関する対策の実施に関すること。

2 前項の業務に加え、筑波施設課は、各部門等の要請により前項各号に定める業務を行う。

（調布施設課の業務）

第 162 条 調布施設課は、各部門等の所掌に属するものを除き、調布航空宇宙センター、調布航空宇宙センター飛行場分室、名古屋空港飛行研究拠点及び角田宇宙センターに係る次の業務を行う。

- (1) 施設整備計画の取りまとめ及び連絡調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 施設の運用及び保全に関すること。
- (3) 建築工事及び建築に附帯する設備の工事に係る計画の立案、設計、積算、施工監理及び許認可事務手続きに関すること。
- (4) 施設に関する対策の実施に関すること。

2 前項の業務に加え、調布施設課は、各部門等の要請により前項各号に定める業務を行う。

（相模原施設課の業務）

第 163 条 相模原施設課は、各部門等の所掌に属するものを除き、相模原キャンパス及び能代ロケット実験場に係る次の業務（あきる野地区及び大樹町地区に係るものを含む。）を行う。

- (1) 施設整備計画の取りまとめ及び連絡調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 施設の運用及び保全に関すること。
- (3) 建築工事及び建築に附帯する設備の工事に係る計画の立案、設計、積算、施工監理及び許

認可事務手続きに関すること。

(4) 施設に関する対策の実施に関すること。

2 前項の業務に加え、相模原施設課は、各部門等の要請により前項各号に定める業務を行う。

(鹿児島施設課の業務)

第 164 条 鹿児島施設課は、各部門等の所掌に属するものを除き、種子島宇宙センター、内之浦宇宙空間観測所、増田宇宙通信所及び小笠原追跡所に係る次の業務を行う。

(1) 施設整備計画の取りまとめ及び連絡調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(2) 施設の運用及び保全に関すること。

(3) 土木工事、建築工事及び建築に附帯する設備の工事に係る計画の立案、設計、積算、施工監理及び許認可事務手続きに関すること。

(4) 施設に関する対策の実施に関すること。

2 前項の業務に加え、鹿児島施設課は、各部門等の要請により前項各号に定める業務を行う。

(周波数管理室の業務)

第 165 条 周波数管理室は、次の業務を行う。

(1) 無線通信に使用する周波数の企画、調整及び調査に関すること。

(2) 無線局の許認可申請及び管理に関すること。

(3) 前 2 号に掲げる関係機関等との連絡及び調整に関すること。

(追跡ネットワーク技術センターの業務)

第 166 条 追跡ネットワーク技術センターは、人工衛星（探査機を含む。）の追跡ネットワーク（地球観測データの受信・記録設備を含む。以下同じ。）運用並びにこれらの業務に係るシステムの開発、データの解析及び評価に必要な次の業務を行う（第一宇宙技術部門及び宇宙科学研究所の所掌に属するものを除く。）。

(1) 計画の企画、立案及び部内外との調整に関すること。

(2) 追跡ネットワークの運用に関すること。

(3) 軌道決定、軌道予報及び軌道姿勢制御の運用に関すること。

(4) 追跡システム及び追跡共通技術の開発、整備及び維持管理に関すること。

(5) 機構内外の組織への追跡運用支援の実施に関すること。

(6) 内之浦宇宙空間観測所に置かれる追跡ネットワーク運用に必要な設備に関すること。

(7) 地球観測研究センターに置かれる追跡ネットワーク運用に必要な設備に関すること。

(運用管理課の業務)

第 167 条 運用管理課は、次の業務を行う。

(1) 宇宙通信所及び宇宙空間観測所の運営及び施設管理の取りまとめに関すること。

(2) 宇宙通信所（増田宇宙通信所を除く。）及び宇宙空間観測所の環境管理の取りまとめに関すること。

(3) 宇宙通信所（増田宇宙通信所を除く。）及び宇宙空間観測所におけるセキュリティ管理（エリア管理を除く。）の推進に関すること。

(4) 部の庶務に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、部の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

(増田宇宙通信所の業務)

第 168 条 増田宇宙通信所は、次の業務を行う。

- (1) 追跡ネットワークの運用に関する事。
- (2) 増田宇宙通信所の設備の保全に関する事。
- (3) 増田宇宙通信所に係る広報に関する事。

(勝浦宇宙通信所の業務)

第 169 条 勝浦宇宙通信所は、次の業務を行う。

- (1) 追跡ネットワークの運用に関する事。
- (2) 勝浦宇宙通信所の施設及び設備の保全に関する事。
- (3) 勝浦宇宙通信所における社屋等の管理及びエリア管理に関する事。
- (4) 勝浦宇宙通信所に係る広報に関する事。

(沖縄宇宙通信所の業務)

第 170 条 沖縄宇宙通信所は、次の業務を行う。

- (1) 追跡ネットワークの運用に関する事。
- (2) 沖縄宇宙通信所の施設及び設備の保全に関する事。
- (3) 沖縄宇宙通信所における社屋等の管理及びエリア管理に関する事。
- (4) 沖縄宇宙通信所に係る広報に関する事。

(臼田宇宙空間観測所の業務)

第 171 条 臼田宇宙空間観測所は、次の業務を行う。

- (1) 追跡ネットワークの運用に関する事。
- (2) 臼田宇宙空間観測所の施設及び設備の保全に関する事。
- (3) 臼田宇宙空間観測所における社屋等の管理及びエリア管理に関する事。
- (4) 臼田宇宙空間観測所に係る広報に関する事。

(環境試験技術ユニットの業務)

第 172 条 環境試験技術ユニットは、次の業務を行う。

- (1) 環境試験技術ユニットの業務に係る企画、立案及び環境試験技術ユニット内外との連絡調整に関する事。
- (2) 試験技術の研究及び開発並びに試験検証に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 大型環境試験設備等を用いた試験の計画及び実施に関する事。
- (4) 前号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関する事。
- (5) 施設等供用に係る調整及び促進に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 環境試験技術ユニットの業務に係る品質保証及び安全管理の実施に関する事。

(宇宙教育推進室の業務)

第 173 条 宇宙教育推進室は、青少年の人材育成・人格形成に広く貢献することを目的として、宇宙教育の活動に係る次の業務を行う（第 1 号から第 5 号に定める業務については、他の所掌に属するものを除く。）。

- (1) 未就学児童、小中学生及び高校生への学校教育支援に関する事。

- (2) 未就学児童、小中学生及び高校生への社会教育の実施及び支援に関すること。
- (3) 海外における宇宙教育に関すること（前2号のうち、海外で行うものを除く。）。
- (4) 前各号に係る指導者の育成に関すること。
- (5) 学生、学生団体、教育関係者及び教育関係機関が宇宙航空分野の知識の修得を目的として行う活動の支援に関すること。
- (6) 前各号に係る関係機関等との連携に関すること。
- (7) 機構が行う宇宙教育（大学及び大学院教育における宇宙教育を除く。）の取りまとめに関すること。

第5章 職制

（部門長等）

第174条 部門に部門長を、宇宙科学研究所に宇宙科学研究所長をそれぞれ置き、理事をもって充てる。

- 2 部門長は部門の、宇宙科学研究所長は宇宙科学研究所の業務をそれぞれ掌理する。
- 3 宇宙科学研究所長は、相模原キャンパスにおける労働安全衛生及び高圧ガスその他の保安物に係る関係法令に基づく管理等並びに渉外対応業務を統括する。
- 4 航空技術部門長は、調布航空宇宙センターにおける労働安全衛生及び高圧ガスその他の保安物に係る関係法令に基づく管理等並びに渉外対応業務を統括する。

（執行役）

第175条 機構に、重要な業務執行に責任を持って職員及び組織を指揮するものとして、執行役を置くことができる。

- 2 執行役の担当業務は、別に定める。

（シニアフェロー）

第176条 機構に、特定の研究開発業務の重要な事項に参画するものとして、シニアフェローを置くことができる。

- 2 シニアフェローの担当業務は、別に定める。

（部長等）

第177条 部、センター（鹿児島宇宙センターを除く。）、室、ユニット、課及びグループに、それぞれ部長、センター長、室長、ユニット長、課長及びグループ長を置く。

- 2 部長、センター長、室長、ユニット長、課長及びグループ長は、それぞれ上司の命を受け、部、センター、室、ユニット、課又はグループの業務を統括する。
- 3 部及びセンターに次長を、室、ユニット、課及びグループに、それぞれ副室長、副ユニット長、副課長及び副グループ長を置くことができる。
- 4 次長、副室長及び副ユニット長は、それぞれ上司を補佐し、その命を受け、部、センター、室又はユニットの業務を総括整理する。
- 5 副課長及び副グループ長は、それぞれ課長又はグループ長を補佐し、その命を受け、課又はグループの業務を整理する。
- 6 航空技術部門飛行技術研究ユニット長は、名古屋空港飛行研究拠点における渉外対応業務を行

うときは、名古屋空港飛行研究拠点長の呼称を使用することができる。

- 7 宇宙教育推進室長は、宇宙教育における涉外対応業務を行うときは、宇宙教育センター長の呼称を使用することができる。

(ハブ長等)

第178条 イノベーションハブに、ハブ長を置く。

- 2 ハブ長は、上司の命を受け、イノベーションハブの業務を統括する。
- 3 イノベーションハブに副ハブ長、ハブマネージャを置くことができる。
- 4 副ハブ長は、ハブ長を補佐し、その命を受け、イノベーションハブの業務を総括整理する。
- 5 ハブマネージャは、ハブ長を補佐し、その命を受け、特定領域に係る業務を行う。

(プロジェクトマネージャ等)

第179条 プロジェクトチームに、プロジェクトマネージャを置く。

- 2 プロジェクトマネージャは、上司の命を受け、プロジェクトチームの業務を統括する。
- 3 プロジェクトチームに、サブマネージャを置くことができる。
- 4 サブマネージャは、プロジェクトマネージャを補佐し、その命を受け、プロジェクトチームの業務を総括整理する。

(ミッションマネージャ)

第180条 プロジェクトチームに、ミッションマネージャを置くことができる。

- 2 ミッションマネージャは、プロジェクトマネージャを補佐し、その命を受け、ミッション要求に基づきユーザとの調整並びにミッション機器及び地上システムの開発及びミッション運用計画の立案に係る業務を行う。

(プロジェクトサイエンティスト)

第181条 プロジェクトチームにプロジェクトサイエンティストを置くことができる。

- 2 プロジェクトサイエンティストは、プロジェクトマネージャを補佐し、その命を受け、サイエンスミッションに係る業務を総括整理するとともに外部機関との調整を行う。

(ファンクションマネージャ等)

第182条 プロジェクトチームにファンクションマネージャ及びファンクションサブマネージャを置くことができる。

- 2 ファンクションマネージャは、プロジェクトマネージャを補佐し、その命を受け、プロジェクトを構成する基本ファンクションに関する業務を行う。
- 3 ファンクションサブマネージャは、ファンクションマネージャを補佐し、その命を受け、プロジェクトを構成する基本ファンクションにおける特定分野に係る業務を整理する。

(所長等)

第183条 次の組織に、所長を置き、また、所長代理を置くことができる。

ワシントン駐在員事務所

パリ駐在員事務所

バンコク駐在員事務所

鹿児島宇宙センター
内之浦宇宙空間観測所
ヒューストン駐在員事務所
モスクワ技術調整事務所
増田宇宙通信所
勝浦宇宙通信所
沖縄宇宙通信所
臼田宇宙空間観測所
能代ロケット実験場

- 2 所長は、組織の業務を統括する。
- 3 所長代理は、所長を補佐し、その命を受け、組織の業務を整理する。

(計画マネージャ等)

- 第 184 条 プログラム管理を行う組織に、計画マネージャ又は計画サブマネージャを置くことができる。
- 2 計画マネージャは、上司を補佐し、その命を受け、プログラムの企画及び計画管理業務を行う。
 - 3 計画サブマネージャは、計画マネージャを補佐し、その命を受け、プログラムの企画及び計画管理業務における特定分野に係る業務を整理する。

(出納マネージャ等)

- 第 185 条 財務部に、出納マネージャを置く。
- 2 出納マネージャは、財務部長を補佐し、その命を受け、金銭及び有価証券の出納及び保管に関する業務（他の所掌に属するものを除く。）並びに資金の運用に関する業務を行う。
 - 3 財務部に、出納サブマネージャを置くことができる。
 - 4 出納サブマネージャは、出納マネージャを補佐し、その命を受け、金銭及び有価証券の出納及び保管に関する業務（他の所掌に属するものを除く。）並びに資金の運用に関する業務を整理する。

(エリアマネージャ等)

- 第 186 条 筑波宇宙センター管理部に、エリアマネージャ及びエリアサブマネージャを置くことができる。
- 2 エリアマネージャは、筑波宇宙センター管理部長を補佐し、その命を受け、事業所管理に係る業務を行う。
 - 3 エリアサブマネージャは、エリアマネージャを補佐し、その命を受け、事業所管理における特定分野に係る業務を整理する。

(参与等)

- 第 187 条 部門、部、室、その他の組織に、参与及び参事を置くことができる。
- 2 参与及び参事は、上司を補佐し、その命を受け、特定事項に関する業務を行う。

(技術領域総括等)

第 188 条 開発業務を行う組織(プロジェクトチームを除く。)に、技術領域総括、技術領域上席、技術領域主幹又は技術領域サブリーダーを置くことができる。

- 2 技術領域総括、技術領域上席及び技術領域主幹は、上司を補佐し、その命を受け、特定技術領域に係る業務を行う。
- 3 技術領域サブリーダーは、上司を補佐し、その命を受け、特定技術領域における特定分野に係る業務を整理する。

(S&MA 総括)

第 189 条 各部門等に S&MA 総括を置くことができる。

- 2 S&MA 総括は、各部門等の長を補佐し、その命を受け、信頼性統括の定める方針に基づき、各部門等の業務に係る次の業務を安全・信頼性推進部と連携して行う。
 - (1) 各部門等におけるシステム安全・品質保証の活動に対する評価及び支援に関すること。
 - (2) 各部門等の業務で設定するシステム安全・品質保証の要求、基準等に関すること。
 - (3) 各部門等の業務に係る契約の相手方のシステム安全・品質保証の監査に関すること。
 - (4) 各部門等の業務に係るシステム安全・品質保証の情報の収集及び分析に関すること。
 - (5) 各部門等の業務に係る是正処置情報の周知に関すること。
 - (6) 各部門等の業務に係るシステム安全・品質保証の活動の実施(第一宇宙技術部門、有人宇宙技術部門及び航空技術部門においては部門内のプロジェクトチームの所掌に属するもの、研究開発部門においては部門の他の所掌に属するもの、宇宙科学研究所においては研究所の他の所掌に属するものを除く。)に関すること。
 - (7) 各部門等の業務に係る品質マネジメントシステムの構築支援、維持及び運用に関すること。

(研究領域総括等)

第 190 条 研究業務を行う組織に、研究領域総括、研究領域上席、研究領域主幹又は研究領域サブリーダーを置くことができる。

- 2 研究領域総括、研究領域上席及び研究領域主幹は、上司を補佐し、その命を受け、特定研究領域に係る業務を行う。
- 3 研究領域サブリーダーは、上司を補佐し、その命を受け、特定研究領域における特定分野に係る業務を整理する。

(研究計画マネージャ)

第 191 条 研究業務を行う組織に、研究計画マネージャを置くことができる。

- 2 研究計画マネージャは、上司を補佐し、その命を受け、特定研究領域における計画管理業務を行う。

(総括医長等)

第 192 条 有人宇宙技術部門及び人事部に総括医長を、また、同部門宇宙飛行士運用技術ユニット宇宙飛行士健康管理グループ及び人事部健康増進課に、主幹医長、主任医長及び医長を置くことができる。

- 2 総括医長は、上司を補佐し、その命を受け、所掌に係る業務を総括整理する。
- 3 主幹医長は、上司を補佐し、その命を受け、所掌に係る業務を総括整理するとともに、自ら

もその所掌に係る専門的業務を行い、かつ部下を指導する。

- 4 主任医長及び医長は、上司を補佐し、その命を受け、所掌に係る業務を整理するとともに、自らもその所掌に係る専門的業務を行い、かつ部下を指導する。

(宇宙飛行士)

第 193 条 宇宙飛行士運用技術ユニットに、宇宙飛行士を置く。

2 宇宙飛行士は、宇宙飛行士運用技術ユニット長を補佐し、その命を受け、次の業務を行う。

- (1) 国際宇宙ステーション等への搭乗に係る業務。
- (2) 宇宙飛行士としての資質及び能力の維持・向上に係る業務。
- (3) 国際宇宙ステーションその他有人宇宙活動に関する施設、設備及び装置の開発に係る支援業務。
- (4) 宇宙開発に係る広報に関する業務。

(研究飛行専門職等)

第 194 条 飛行技術研究ユニットに、研究飛行専門職及び整備専門職を置く。

2 研究飛行専門職は、上司を補佐し、その命を受け、航空機操縦、航空情報管理及び運航技術に関する業務を行う。

3 整備専門職は、上司を補佐し、その命を受け、航空機の保守、整備及び運航技術に関する業務を行う。

(教授等)

第 195 条 宇宙科学研究所の各研究系に、学校教育法第 92 条に定められた大学の教授、准教授、助教及び助手に相当する職として、それぞれ教授、准教授、助教及び助手を置く。また、宇宙科学研究所以外の職員を教授、准教授、助教又は助手として兼務させることができる。さらに、必要に応じて、特任教授、特任准教授、特任助教、客員教授又は客員准教授を置くことができる。

2 教授は、大学院学生を教授し、その研究を指導するとともに、研究に従事する。

3 准教授は、教授に準ずる職務に従事する。

4 助教は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

5 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

6 特任教授は、研究に従事するとともに、大学院学生を教授し、その研究を指導することができる。

7 特任准教授は、特任教授に準ずる職務に従事する。

8 特任助教は、特任教授又は特任准教授に準ずる職務に従事する。

(研究主幹)

第 196 条 宇宙科学研究所の各研究系に、研究主幹を置く。

2 研究主幹は、研究総主幹の命を受け、当該研究系の第 92 条から第 97 条に定める業務を統括する。研究主幹は教授が兼務する。

(顧問等)

第 197 条 機構に、別に定めるところにより、顧問、技術参与、特任参与、招聘職員、宇宙航空

プロジェクト研究員、客員又は嘱託を置くことができる。

第6章 その他

(本社及び事業所等)

第198条 機構に、本社のほか、一定の業務を継続的に行う場所として以下の事業所を置く。

名 称	所 在 地	組 織
本社	東京都調布市	ワーク・ライフ変革推進室 総務部 人事部 職員課
東京事務所	東京都千代田区	監事室 経営推進部 ミッション企画部 広報部 (他事業所に置かれる組織を除く。) 総務部 (他事業所に置かれる組織を除く。) 人事部 (他事業所に置かれる組織を除く。) 財務部 東京財務課 契約部 東京契約課 調査国際部 (海外事務所に置かれる組織を除く。) 第一宇宙技術部門 JDRS プロジェクトチーム 衛星利用運用センター 新事業促進部 (分室に置かれる組織を除く。) 周波数管理室 第二宇宙技術部門
筑波宇宙センター	茨城県つくば市	広報部 評価・監査部 人事部 健康増進課 財務部 (他事業所に置かれる組織を除く。) 契約部 (他事業所に置かれる組織を除く。) 筑波宇宙センター管理部 第一宇宙技術部門 事業推進部 宇宙輸送安全計画ユニット 打上安全評価ユニット 宇宙輸送系基盤開発ユニット イプシロンロケットプロジェクト チーム

		<p>H3 プロジェクトチーム GCOM プロジェクトチーム EarthCARE/GPR プロジェクトチーム GOSAT-2 プロジェクトチーム SLATS プロジェクトチーム 先進光学衛星プロジェクトチーム 衛星利用運用センター（他事業所及び分室に置かれる組織を除く） 地球観測研究センター（他事業所に置かれる組織を除く） GPM/DPR プロジェクトチーム ALOS-2 プロジェクトチーム 衛星測位システム技術ユニット 有人宇宙技術部門 （海外事務所に置かれる組織を除く。） 宇宙科学研究所 深宇宙探査用地上局プロジェクトチーム 研究開発部門 研究戦略部 研究推進部（他事業所に置かれる組織を除く） 第一研究ユニット（他事業所に置かれる組織を除く） 第二研究ユニット（他事業所に置かれる組織を除く） 第三研究ユニット 第四研究ユニット（他事業所に置かれる組織を除く） システム技術ユニット 革新的衛星技術実証グループ センサ研究グループ チーフエンジニア室 セキュリティ・情報化推進部 （他事業所に置かれる組織を除く。） 安全・信頼性推進部 施設部 （他事業所に置かれる組織を除く） 追跡ネットワーク技術センター （他事業所に置かれる組織を除く） 環境試験技術ユニット</p>
調布航空宇宙センター	東京都調布市	<p>広報部 財務部 調布財務課 契約部 調布契約課 航空技術部門 事業推進部 aFJR プロジェクトチーム 次世代航空イノベーションハブ 空力技術研究ユニット</p>

		推進技術研究ユニット 数値解析技術研究ユニット 研究開発部門 第一研究ユニット 第二研究ユニット 第四研究ユニット セキュリティ・情報化推進部 スーパーコンピュータ活用課 施設部 調布施設課
相模原キャンパス	神奈川県相模原市	広報部 財務部 相模原財務課 契約部 相模原契約課 宇宙科学研究所 (他事業所に置かれる組織を除く。) 研究開発部門 第一研究ユニット 第二研究ユニット 第三研究ユニット(他事業所に置かれる組織を除く) 宇宙探査イノベーションハブ 施設部 相模原施設課 宇宙教育推進室
種子島宇宙センター	鹿児島県熊毛郡南種子町	第一宇宙技術部門 鹿児島宇宙センター(他事業所及び分室に置かれる組織を除く) 施設部 鹿児島施設課
内之浦宇宙空間観測所	鹿児島県肝属郡肝付町	第一宇宙技術部門 鹿児島宇宙センター 内之浦宇宙空間観測所
角田宇宙センター	宮城県角田市	研究開発部門 研究推進部 角田管理課 第四研究ユニット
能代ロケット実験場	秋田県能代市	宇宙科学研究所 能代ロケット実験場
増田宇宙通信所	鹿児島県熊毛郡中種子町	追跡ネットワーク技術センター 増田宇宙通信所
勝浦宇宙通信所	千葉県勝浦市	追跡ネットワーク技術センター 勝浦宇宙通信所
沖縄宇宙通信所	沖縄県国頭郡恩納村	追跡ネットワーク技術センター 沖縄宇宙通信所
臼田宇宙空間観測所	長野県佐久市	追跡ネットワーク技術センター 臼田宇宙空間観測所
地球観測センター	埼玉県比企郡鳩山町	第一宇宙技術部門 地球観測研究センター

2 機構に、以下の海外事務所を置く。

ワシントン駐在員事務所	アメリカ合衆国コロンビア特別区	調査国際部 ワシントン駐在員事務所
パリ駐在員事務所	フランス共和国パリ市	調査国際部 パリ駐在員事務所
バンコク駐在員事務所	タイ王国バンコク市	調査国際部 バンコク駐在員事務所
ヒューストン駐在員事務所	アメリカ合衆国テキサス州ヒューストン市	有人宇宙技術部門 ヒューストン駐在員事務所
モスクワ技術調整事務所	ロシア連邦モスクワ市	有人宇宙技術部門 モスクワ技術調整事務所

3 事業所に、以下の分室を置く。

名 称	所 在 地	組 織	事 業 所
小笠原追跡所	東京都小笠原村	第一宇宙技術部門 鹿児島宇宙センター	種子島宇宙センター
バンコク分室	タイ王国バンコク市	第一宇宙技術部門 衛星利用運用センター	筑波宇宙センター
調布航空宇宙センター飛行場分室	東京都三鷹市	航空技術部門 FQUR0H プロジェクトチーム SafeAvio プロジェクトチーム 航空技術実証研究開発ユニット 次世代航空イノベーションハブ（調布航空宇宙センターに置かれる組織を除く。） 飛行技術研究ユニット 構造・複合材技術研究ユニット	調布航空宇宙センター
名古屋空港飛行研究拠点	愛知県西春日井郡豊山町	航空技術部門 飛行技術研究ユニット	調布航空宇宙センター
関西サテライトオフィス	大阪府大阪市	新事業促進部 新事業課	東京事務所

4 前3項のほか、総務部長は、業務の必要に応じ、他に活動の場を置くことができる。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年1月5日 規程第16-5号）
この規程は、平成16年1月5日から施行する。

附 則（平成16年3月26日 規程第16-21号）
この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月9日 規程第16-43号）
この規程は、平成16年9月6日から施行する。ただし、第233条のうち、産学官連携部、広報部、国際部、周波数管理室については、平成16年9月13日から適用し、平成16年9月12日までの所在地は東京都港区とし、情報収集衛星システム開発グループについては、平成16年9月21日から適用し、平成16年9月20日までの所在地は東京都港区とする。

附 則（平成16年9月30日 規程第16-49号）
この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月14日 規程第17-7号）
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月18日 規程第17-11号）
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日 規程第17-31号）
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月5日 規程第17-35号）
この規程は、平成17年4月5日より施行し、平成17年4月1日より適用する。

附 則（平成17年4月25日 規程第17-37号）
この規程は、平成17年5月1日より施行する。

附 則（平成17年6月30日 規程第17-64号）
この規程は、平成17年7月1日から施行する。なお、第233条の臼田宇宙空間観測所所在地に関しては、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年9月12日 規程第17-94号）
この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年9月28日 規程第17-95号）
この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年10月4日 規程第17-136号）
この規程は、平成17年10月4日から施行する。

附 則（平成17年11月17日 規程第17-141号）
この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月 9日 規程第18-5号）
この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第69条、第71条、第75条、第78条から第84条まで、第98条、第99条及び第233条第3項の表の改正規定は、平成18年3月15日から施行する。

附 則（平成18年3月23日 規程第18-8号）
この規程は、平成18年3月23日より施行し、平成18年3月1日より適用する。

附 則（平成18年3月27日 規程第18-9号）
この規程は、平成18年5月1日より施行する。

附 則（平成18年4月6日 規程第18-23号）
この規程は、平成18年4月6日より施行し、平成18年4月1日より適用する。

附 則（平成18年6月2日 規程第18-34号）
この規程は、平成18年6月9日から施行する。

附 則（平成18年6月15日 規程第18-39号）
この規程は、平成18年6月15日より施行する。

附 則（平成18年9月22日 規程第18-52号）
この規程は、平成18年10月1日より施行する。ただし、第233条第3項の表の改正規定のうち、晴海分室については平成18年10月29日から施行する。

附 則（平成18年12月26日 規程第18-64号）
この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日 規程第19-10号）
この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則（平成19年4月20日 規程第19-26号）
この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成19年6月15日 規程第19-46号）

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成19年7月19日 規程第19-53号）

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成19年7月30日 規程第19-58号）

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成19年8月23日 規程第19-67号）

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成19年9月21日 規程第19-77号）

この規程は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第15条第2項第5号の改正規定は、平成19年10月1日から施行し、平成19年7月10日から適用する。

附 則（平成19年12月21日 規程第19-89号）

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年2月14日 規程第20-2号）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 本規程による組織名、業務実施責任者名及び職制名（以下、「組織名等」という。）の変更に伴い、制文規程第3条から第7条までに定める他の規程、理事長決定、本部長決定、通達及び部長決定のうち、組織名等のみを変更する必要があるものについては、本規程により改正するものとする。

附 則（平成20年3月27日 規程第20-22号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月27日 規程第20-64号）

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年9月29日 規程第20-73号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年10月27日 規程第20-79号）

この規程は、平成20年10月27日から施行する。

附 則（平成20年11月5日 規程第20-85号）

この規程は、平成20年11月5日から施行し、平成20年11月1日から適用する。

附 則（平成20年12月25日 規程第20-94号）

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年2月18日 規程第21-4号）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 本規程による組織名、業務実施責任者名及び職制名（以下、「組織名等」という。）の変更に伴い、制文規程第3条から第7条までに定める他の規程、理事長決定、本部長決定、通達及び部長決定のうち、組織名等のみを変更する必要があるものについては、本規程により改正するものとする。

附 則（平成21年6月1日 規程第21-19号）

この規程は、平成21年6月8日から施行する。ただし、第59条の3第1項第9号、第23条第1項の表中の筑波宇宙センター及び同条第3項の表中の調布航空宇宙センター飛行場分室に係る改正規定は平成21年7月6日から施行する。

附 則（平成21年6月5日 規程第21-24号）

この規程は、平成21年6月5日から施行する。

附 則（平成21年7月27日 規程第21-30号）

- 1 この規程は、平成21年8月1日から施行する。
- 2 本規程によるSELENEプロジェクトチームの廃止に伴う制文規程第3条から第7条までに定める他の規程、理事長決定、本部長決定、通達及び部長決定の改正は、本規程によるものとする。

附 則（平成21年9月28日 規程第21-35号）

- 1 この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年2月10日 規程第22-3号）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 本規程による組織名、業務実施責任者名及び職制名（以下、「組織名等」という。）の変更に伴い、制文規程第3条から第7条までに定める他の規程、理事長決定、本部長決定、通達及び部長決定のうち、組織名等のみを変更する必要があるものについては、本規程により改正するものとする。

附 則（平成22年7月29日 規程第22-42号）

- 1 この規程は、平成22年8月1日から施行する。
- 2 本規程によるケネディ駐在員事務所の廃止に伴う制文規程第3条から第7条までに定める他の規程、理事長決定、本部長決定、通達及び部長決定の改正は、本規程によるものとする。

附 則 （平成22年10月27日 規程第22-46号）

- 1 この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則 （平成22年11月18日 規程第22-49号）

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 （平成23年2月14日 規程第23-2号）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第10条、第41条、第42条、第220条の4及び第233条の筑波宇宙センターに置かれる組織の改正規定は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 本規程による組織名、業務実施責任者名及び職制名（以下、「組織名等」という。）の変更に伴い、制文規程第3条から第7条までに定める他の規程、理事長決定、本部長決定、通達及び部長決定のうち、組織名等のみを変更する必要があるものについては、本規程により改正するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第120条の20により新設するモスクワ技術調整事務所については、平成23年4月1日の施行日前であっても、公印規程（規程第15-22号）に基づき、必要な公印を調製及び使用することができるものとする。

附 則 （平成23年3月7日 規程第23-5号）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 本規程による組織名の変更に伴い、制文規程第3条から第7条までに定める他の規程、理事長決定、本部長決定、通達及び部長決定のうち、組織名のみを変更する必要があるものについては、本規程により改正するものとする。

附 則 （平成23年3月22日 規程第23-8号）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 （平成23年3月30日 規程第23-13号）

- 1 この規程は、平成23年3月30日から施行し、平成23年2月21日から適用する。

附 則 （平成23年4月18日 規程第23-25号）

この規程は、平成23年5月1日から施行する。ただし、第32条の総務部に係る改正規定は平成23年4月1日から適用する。

附 則 （平成23年6月28日 規程第23-33号）

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 （平成23年7月19日 規程第23-38号）

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 （平成23年7月29日 規程第23-40号）

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 （平成23年9月9日 規程第23-44号）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 （平成24年1月18日 規程第24-3号）

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

附 則 （平成24年2月14日 規程第24-5号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 本規程による組織名、業務実施責任者名及び職制名（以下、「組織名等」という。）の変更に伴い、制文規程第3条から第7条までに定める他の規程、理事長決定、本部長決定、通達及び部長決定のうち、組織名等のみを変更する必要があるものについては、本規程により改正するものとする。

附 則 （平成24年4月24日 規程第24-19号）

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則 （平成24年5月24日 規程第24-22号）

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 （平成24年8月3日 規程第24-36号）

この規程は、平成24年8月10日から施行する。ただし、第17条の経営企画部に係る改正規定は平成24年7月12日から適用する。

附 則 （平成24年8月24日 規程第24-40号）

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

附 則 （平成24年10月29日 規程第24-47号）

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則 （平成24年11月15日 規程第24-51号）

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則 （平成24年12月26日 規程第24-55号）

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 （平成25年2月13日 規程第25-4号）

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 （平成25年2月15日 規程第25-6号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 本規程による組織名、業務実施責任者名及び職制名（以下、「組織名等」という。）の変更に伴い、制文規程第3条から第7条までに定める他の規程、理事長決定、本部長決定、通達及び部長決定のうち、組織名等のみを変更する必要があるものについては、本規程により改

正するものとする。

附 則（平成25年3月11日 規程第25-9号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月20日 規程第25-36号）

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成25年10月28日 規程第25-51号）

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日 規程第26-13号）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 本規程による組織名、職制名及び事業所名（以下、「組織名等」という。）の変更に伴い、制文規程第3条から第7条までに定める他の規程、理事長決定、本部長決定、通達及び部長決定のうち、組織名等のみを変更する必要があるものについては、本規程により改正するものとする。

附 則（平成26年9月17日 規程第26-37号）

- 1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 本規程による組織名、職制名及び事業所名（以下、「組織名等」という。）の変更に伴い、制文規程第3条から第7条までに定める他の規程、理事長決定、本部長決定、通達及び部長決定のうち、組織名等のみを変更する必要があるものについては、本規程により改正するものとする。

附 則（平成26年12月19日 規程第26-54号）

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年1月5日 規程第27-1号）

この規程は、平成27年1月15日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 規程第27-20号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 本規程による組織名、職制名及び事業所名（以下、「組織名等」という。）の変更又は廃止に伴い、制文規程第3条から第7条までに定める他の規程、理事長決定、本部長決定、通達及び部長決定（以下、「規程等」という。）のうち、組織名等のみを変更する必要があるものについては本規程により改正し、規程等に定める目的等を終了したものについては本規程により廃止するものとする。
- 3 第180条の規定にかかわらず、この規程の施行時に衛星測位システム技術室、衛星利用推進センター又は地球観測研究センターに置かれていたミッションマネージャについては、引き続き衛星利用運用センター、地球観測研究センター又は衛星測位システム技術ユニットに置くことができる。

4 前項に定めるミッションマネージャは、その長を補佐し、その命を受け、担当衛星の管制運用及び軌道上評価並びにミッション機器の運用管理に係る業務を取りまとめるとともに、外部機関との調整を行う。

附 則（平成27年 6月30日 規程第27-48号）

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成27年 7月28日 規程第27-57号）

この規程は、平成27年7月28日から施行し、平成27年7月23日から適用する。

附 則（平成27年 9月 4日 規程第27-68号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年10月27日 規程第27-82号）

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（平成27年11月30日 規程第27-87号）

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成27年12月24日 規程第27-92号）

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年 3月22日 規程第28-16号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 本規程による組織名、業務の実施責任者名及び職制名（以下、「組織名等」という。）の変更、新設又は廃止（以下、「変更等」という。）に伴い、制文規程第3条から第7条までに定める他の規程、理事長決定、部門長決定、通達及び部長決定（以下、「規程等」という。）のうち、組織名等のみを変更等する必要があるものについては本規程により改正し、規程等に定める目的等を終了したものについては本規程により廃止するものとする。

附 則（平成28年6月23日 規程第28-41号）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。